

中小企業組合定款参考例

平成19年3月

全国中小企業団体中央会

「中小企業組合定款参考例」について

全国中小企業団体中央会

1. 「事業協同組合等模範定款例」(中小企業庁)の廃止

中小企業庁は、平成12年5月30日、中小企業庁経営支援部長名の通達として定めていた「事業協同組合等模範定款例」を廃止し、その旨を各通商産業局長(沖縄開発庁沖縄総合事務局長)及び都道府県知事に通知しました(「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に関する関係通達の一部改正等について」(平成12年5月30日付け平成12・04・07企庁第1号))。

これは、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律第87号)に基づき、「中小企業等協同組合法」(以下「中協法」という。)及び「中小企業団体の組織に関する法律」(以下「中団法」という。)における都道府県に対する機関委任事務が廃止されたこと等に伴ってとられた措置です。

模範定款例は、中小企業庁が定款の記載事項に関する指導上の参考として定めていたものですが、中協法等の規定は、絶対的・必要記載事項及び別に定めた場合には相対的・必要記載事項が記載されていれば定款として有効なものとなり得るものとしており、また、中協法等に政令あるいは省令により模範定款例を定める旨の規定はなく、今後、都道府県の自治事務について、国がモデルを示すことはしないとの基本的な考え方に基づいて廃止することとされたものです。

2. 「中小企業組合定款参考例」(全国中央会)の策定

全国中央会では、平成12年4月11日、「中小企業組合定款参考例」を策定・公表しました。

これは、中小企業組合が、定款の作成・変更の際して、模範としてこれに倣わなければならない定款例としてではなく、一つの参考例として利用されるべきものとして、お示ししたものです。

定款作成に当たっての基本的留意事項

組合の定款は、組合の組織活動の基本となるものですから、その設定、変更、保管等の管理は、常に細心の注意をもって行って下さい。定款の管理に当たっては、次のような事項に留意することが大切です。

1. 定款は、組合の組織と運営に関する基本規則ですから、組織・運営の大綱を規程するにとどめ、細目は別に作成する規約・規程に譲ることが適切です。
2. 定款の作成に当たっては、この定款参考例や他組合の定款等を機械的に模倣することを避け、組合の実情に即したものにする必要があります。
3. 定款の内容は、常に組合の実情に即したものでなければなりませんので、経済情勢の変動その他の理由により、組合の実情にそぐわなくなったときは、遅滞なくその内容を変更する必要があります。
4. 組合運営の細目については、規約・規程を制定し、定款で定められた事項の運用・手続きの明確化等を図って下さい。
5. 規約・規程についても、組合の実情に即するよう、積極的に設定・改廃して下さい。
6. 規約は、「組合の組織、事業運営等に関し、組合と組合間を規律する自治規範」であり、その設定・改廃は総会の権限に属します。
7. 規程は、「組合の事務執行上に必要な関係を規律する内規」であり、その設定・改廃は理事会の権限に属します。
8. 定款及び規約は、必ず組合の各事務所に備え置いて下さい。

〔 収 録 〕

- 1 . 事業協同組合定款参考例**
- 2 . 協同組合連合会定款参考例**
- 3 . 企業組合定款参考例**
- 4 . 協業組合定款参考例**
- 5 . 商工組合定款参考例（出資組合）**
- 6 . 商工組合定款参考例（非出資組合）**
- 7 . 商工組合連合会定款参考例（出資連合会）**
- 8 . 商工組合連合会定款参考例（非出資連合会）**

事業協同組合定款参考例

事業協同組合定款参考例

全国中小企業団体中央会

制定 平成12年 4月11日 12全中発第 20号
改正 平成13年 3月28日 12全中発第1952号
改正 平成15年 2月 1日 14全中発第1139号
改正 平成18年 7月 5日 18全中発第 422号
改正 平成19年 3月23日 18全中発第1777号

協同組合定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、 協同組合と称する。

(地 区)

第3条 本組合の地区は、 の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を 市(町村)に置く。

(注1) 主たる事務所は、組合の地区内に置くこと。

(注2) 従たる事務所を置く場合は、本条を次のように記載すること。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、主たる事務所を 市(町村)に、従たる事務所を 市(町村)に置く。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(注1) 公告方法については、組合の掲示場に掲示する方法に加え、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙、電子公告のいずれかの方法によることができる。なお、電子公告を公告方法とする場合には、法務大臣の登録を受け

た調査機関の調査を受けなければならず、その料金を負担する必要があるが、官報公告と併せて行うことにより、債権者保護手続が要求される場合に個別催告の省略が認められる。また、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法についても記載しておく必要がある。

電子公告を公告方法とする場合には、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

(注2) 掲載する新聞の発行地を特定する場合は、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、 県(都道府)において発行する 新聞に掲載してする。

(規約等)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約等で定める。

2 規約及び共済規程の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約及び、共済規程の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理及び責任共済等の事業についての共済規程の変更については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

(注1) 共済事業を実施しない場合は、見出し及び第1項中の「規約等」を「規約」に変更するとともに、第2項及び第3項中の「共済規程」「責任共済等の事業についての共済規程の変更」を削除すること。

(注2) 第3項中の組合員に対する周知方法は、組合によって適宜、選択すること。

(注3) 第3項を採用しない場合には削除すること。

第2章 事 業

(事業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の取り扱う 品(原材料を含む。以下同じ。)の共同生産
- (2) 組合員の取り扱う 品の共同加工
- (3) 組合員の取り扱う 品の共同販売
- (4) 組合員の取り扱う 品の共同購買
- (5) 組合員の取り扱う 品の共同保管
- (6) 組合員の取り扱う 品の共同運送

- (7) 組合員の取り扱う 品の共同検査
 - (8) 組合員の取り扱う 品の共同受注
 - (9) 組合員の取り扱う 品の共同宣伝
 - (10) 組合員の取り扱う 品の市場開拓
 - (11) 組合員の事業に関する調査・研究
 - (12) 組合員の事業に関する の研究開発
 - (13) 組合員の新たな事業分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓
 - (14) 組合員のためにする共同労務管理
 - (15) 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ
 - (16) 商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、銀行、信用金庫、信用協同組合に対する組合員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任をうけてする組合員に対するその債権の取立て
 - (17) 組合員の 事業に係る に関する債務の保証
 - (18) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
 - (19) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
 - (20) 中小企業倒産防止共済事業に関する受託業務
 - (21) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 章の規定による労働保険事務組合としての業務
 - (22) 組合員のためにする に生ずる損害又は に生ずる傷害をうめるための 共済事業
 - (23) 組合員のためにする中小企業等協同組合法第 9 条の 7 の 2 第 1 項第 1 号に掲げる火災等の損害をうめるための共済事業
 - (24) 前 2 号の事業のほか、組合員の福利厚生に関する事業
 - (25) 組合員の寄託物についての倉荷証券の発行
 - (26) 組合員の取り扱う 品についての前払式証票（商品券）の発行
 - (27) 前各号の事業に附帯する事業
- 2 前項第17号に掲げる債務保証事業の内容及び実施に関する事項は、規約で定める。
- 3 第 1 項第22号に掲げる共済事業及び第23号に掲げる火災等の損害をうめるための共済事業の内容及び実施に関する事項は、共済規程で定めるものとする。
- 4 第 1 項第23号の規定により火災共済契約を実施する場合は、共済契約者 1 人の共済金額の総額が、 万円を超えてはならないものとする。
- 5 第 1 項第24号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は 万円を超えてはならないものとする。

(注 1) 実施を予定していない事業は、記載しないこと。

(注 2) 事業の記載に当たっては、実施する共同事業の内容に即して明確な表現で具体的に列挙すること。

(注 3) 建設工事業等にあつては、第 1 項第 8 号を「組合員の行う建設工事等の共

同受注」と記載すること。

(注4) 第1項第12号の「 」には、技術、製品、デザイン等を具体的に記載すること。

(注5) 第1項第16号の金融機関は、組合員の取引の実情に応じて加減すること。

(注6) 第1項第17号の「組合員の 事業」には組合員たる資格に係る事業を、また、「 に関する債務」には組合が保証する債務の内容を、それぞれ具体的に記載すること。

(注7) 第1項第22号、第23号の事業を実施する組合は、次の規定を置くこと。

(共済金額の削減及び共済掛金の追徴)

第7条の2 共済事業に損失を生じた場合であって、積立金その他の取崩しにより補てんすることができない場合は、総会の議決により共済金を削減し又は共済掛金を追徴することができるものとする。

2 共済金の削減は、損失金をその事業年度に支払う共済金総額と個々の共済契約者等に支払う共済金との割合により、個々の共済契約者に割り当てて行うものとする。

3 共済掛金の追徴は、損失金をその事業年度の各共済契約者より徴収する共済掛金の総額と各共済契約者より徴収する共済掛金との割合により、各共済契約者に割り当てて行うものとする。

(注8) 第1項第26号の()内には、発行する前払式証券の具体的内容(商品券、プリペイド・カード等)を記載すること。

(注9) 第4項の規定は、共済契約者1人につき共済金額が30万円、第5項の規定は、給付事由毎に給付金額が10万円を超えない範囲内で記載すること。

(注10) 商店街協同組合等であって、組合員の取扱品の種類を列挙しがたいものは、第1項第1号から第10号まで及び第26号を次のように記載してもよい。

(1) 組合員の取扱品(原材料を含む。以下同じ。)の共同販売

(2) 組合員の取扱品の共同購買

(3) 組合員の取扱品の共同保管

(4) 組合員の取扱品の共同運送

(5) 組合員の取扱品の共同宣伝

(6) 組合員の取扱品の市場開拓

(7) 組合員の取扱品についての前払式証券(商品券)の発行

(注)()内には、発行する前払式証券の具体的内容(商品券、プリペイド・カード等)を記載すること。

(注11) チケット発行事業を実施する組合にあつては、第1項中に次の1号を加えること。なお、クレジット・カード又はサービス券の発行事業を行う組合にあつては「チケット」を「クレジット・カード」又は「サービス券」(サービス券の内容を特定する組合にあつては、「スタンプ」又は「ポイント・カード」等)と記載すること。

組合員の取扱品の販売又は役務の提供のためのチケットの発行及びこれに関連する事業

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 品の生産を行う事業者であること
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること
- (3)

(注1) 事業協同小組合の団体加入を認める組合にあっては、本条を次のように記載すること。

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 品の生産を行う小規模の事業者であって、組合の地区内に事業場を有すること
- (2) 前号の事業者で組織する事業協同小組合

(注2) 「品の生産」とあるのは、資格事業が加工業のときは「品の加工」と、資格事業が商業のときは「品の販売」と、資格事業がサービス業のときは役務の種類に応じ具体的に書き替えること。

(注3) 商店街協同組合にあっては、本条を次のように記載すること。

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、小売業又はサービス業を行う小規模の事業者であって、組合の地区内に事業場を有する者とする。

(注4) 組合員資格は、組合組織の基本的な問題であるから、将来疑義が生じないよう明確に規定すること。

(加入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(注1) 本条は、持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて各組合員の出資額を限度とする組合及び持分の計算について加算方

式をとる組合の規定である。持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて全額払戻し又は各組合員の出資額以上を払い戻す組合にあっては、本条の見出しを「(加入者の出資払込み及び加入金)」と改め、第2項、第3項を追加すること。

(加入者の出資払込み及び加入金)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

2 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3 加入金の額は、総会において定める。

(注2) 分割払込制をとる組合にあっては、第1項本文中「出資の全額の払込み」とあるのは、「出資口数に応じ、他の組合員の払込済出資額と同額の払込み」と書き替えること。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(注) 本条の日数は、90日以上1年以内の範囲内で適宜記載すること。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員

(2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員

(3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員

(4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員

(5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払戻し)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

（注1）本条は、持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて各組合員の出資額を限度とする組合の規定である。

なお、分割払込制をとる組合にあっては、本条を次のように記載すること。

（脱退者の持分の払戻し）

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する払込済出資額（本組合の財産が払込済出資総額より減少したときは、当該払込済出資額から当該減少額を各組合員の払込済出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

（注2）持分の計算について全額払戻しを行う組合にあっては、本条を次のように記載すること。

（脱退者の持分の払戻し）

第14条 組合員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

（注）分割払込制をとる組合にあっては、第2項として次の規定を加えること。

2 本組合の財産をもって、本組合の債務を完済するに足りないときは、脱退した組合員は、その出資口数に応じ、未払込出資額を限度として、損失額の払込みをしなければならない。

（注3）各組合員の出資額を限度とする方法以外の方法により持分の一部の払戻しを行う組合にあっては、払戻額の内容に応じて適宜記載すること。

ただし、これらの組合にあっては、各組合員の出資額（組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を払戻額の下限とすること。

（使用料又は手数料）

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

（経費の賦課）

第16条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(注1) 共済事業(付帯事業を含む。)のみを行う組合は、本条を削除すること。

(注2) 共済事業と経済事業を兼業する場合には、次のように記載すること。

(経費の賦課)

第16条 本組合は、その行う事業(共済事業を除く。)の費用(使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。)に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

(1) 事業を休止したとき

(2) 事業の一部を廃止したとき

(3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第14条(脱退者の持分の払戻し)の規定を準用する。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名又は名称(法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数)及び住所又は居所

(2) 加入の年月日

(3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

(1) 氏名及び名称(法人組合員にあっては、名称及びその代表者名)又は事業を行う場所を変更したとき

(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

(3) 資本金の額又は出資の総額が 円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 人を超えたとき

(注) 組合員名簿を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの。以下同じ。)をもって作成するときは、本条を次のように記載すること。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 氏名又は名称(法人組合員にあつては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数)及び住所又は居所

(2) 加入の年月日

(3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

(1) 氏名及び名称(法人組合員にあつては、名称及びその代表者名)又は事業を行う場所を変更したとき

(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

(3) 資本金の額又は出資の総額が 円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 人を超えたとき

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 第7条第1項第18号に規定する団体協約に違反した組合員

(2) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員

(3) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

(注) 第41条において、総会の招集について「会日の10日前」を下回る期間を定める場合は、第1項中の期間をその期間とすること。

(会計帳簿等の閲覧等)

第20条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

（注）総組合員の同意の割合については、100分の3（共済事業を実施する組合においては10分の1）を下回る割合を定めることができるので、100分の3（共済事業を実施する組合においては10分の1）を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

第4章 出資及び持分

（出資1口の金額）

第21条 出資1口の金額は、 円とする。

（注1）出資1口の金額は、組合の事業規模等を考慮して、適宜定めること。

（注2）出資最低口数を設ける組合にあっては、本条を次のように記載すること。

（出資1口の金額及び最低出資口数）

第21条 出資1口の金額は、 円とする。

2 組合員は、 口以上を持たなければならない。

（出資の払込み）

第22条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

（注）分割払込制をとる組合にあっては、本条を次のように記載すること。この場合において、出資第1回の払込金額は、1口につき、その金額の4分の1を下らないようにすること。

（出資の払込み）

第22条 出資第1回の払込金額は、1口につき 円とする。

2 出資の払込みは、払込みの金額、期日及び方法を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

3 本組合は、組合員が出資の払込みを終わるまでは、その組合員の払込済出資額に応じて配当すべき剰余金をその払込みに充てることができる。

（延滞金）

第23条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利

％の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第24条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、円未満の端数は切り捨てるものとする。

(注1) これは、持分の計算について改算方式をとる場合の規定であるが、加算方式を採用する場合は、次のように記載すること。

(持分)

第24条 組合員の持分は、次の基準により算定する。

(1) 出資金については、各組合員の出資額により算定する。

(2) 資本準備金については、各組合員の出資額により事業年度末ごとに算定加算する。

(3) 法定利益準備金、特別積立金及びその他の積立金については、各組合員が本組合の事業を利用した分量に応じて、事業年度末ごとに算定加算する。

(4) 繰越利益又は繰越損失については、各組合員の出資額により算定する。

(5) 土地等の評価損益については、各組合員の出資額により事業年度末ごとに算定し加算又は減算する。

2 準備金又は積立金により損失のてん補をしたときは、その損失をてん補した科目の金額において有する各組合員の持分の割合に応じてそのてん補分を算定し、その持分を減算する。第58条第2項ただし書の規定又は総会の議決により、特別積立金又はその他の積立金を損失のてん補以外の支出に充てた場合も同様である。

3 本組合の財産が、出資額より減少したときの持分は、各組合員の出資額により算定する。

4 持分の算定に当たっては、円未満の端数は切り捨てるものとする。

(注2) 分割払込制をとる組合にあっては、「出資金」又は「出資額」とあるのは「払込済出資金」又は「払込済出資額」と書き替えること。

(注3) 土地等の評価は、時価評価とし、その評価方法については、あらかじめ規約等で定めておくこと。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第25条 役員の数、次のとおりとする。

(1) 理事 人以上 人以内

(2) 監事 人以上 人以内

(注1) 理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上であるが、単に「人以上」又は「人以内」と記載しないこと。

(注2) 定数の上限と下限の幅は、できるだけ少なくすること。

(注3) 定数の上限と下限の差が1名の場合は、「人又は人」と記載すること。

(役員任期)

第26条 役員任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 年又は任期中の第 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 回目の通常総会が 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

(2) 監事 年又は任期中の第 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 回目の通常総会が 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(注1) 役員任期は、理事については2年、監事については4年を超えることができないので、それぞれの範囲で適宜定めること。

(注2) 監事の職務(第31条)について、会計監査に関するものに限定する旨の規定から、業務監査権限を与える旨の規定に変更した場合、監事の任期は定款変更の効力が生じたときに満了するので、注意すること。

(員外理事)

第27条 理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、 人を超えることができない。

(注) 員外理事の員数は第25条第1項第1号に定める理事の定数の下限の3分の1以内において、適宜確定数を記載すること。

(員外監事)

第28条 監事のうち1人以上は、組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者で、就任前5年間に本組合の理事若しくは使用人又は本組合の子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかったものでなければならない。

(注1) 本条は、組合員数が事業年度開始の時点で1,000人(共済事業を実施する組合の組合員に組合が加入している場合には組合員である組合の組合員数を加味した数)を超える組合では、監事のうち、1人以上は員外監事を選任することが義務づけられており、この場合の員外監事の内容が法で限定されていることを前提とした規定である。したがって、組合員数が1,000人を超える可能性が低い場合は規定する必要はない。

(注2) 員外役員を認めない組合にあつては、前条及び本条を削除し、次条を記載すること。ただし、上記(注1)に留意すること。

(役員要件)

第27条 本組合の役員は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

(理事長、副理事長及び専務理事の選出)

第29条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選出する。

(注1) 副理事長制や専務理事制をとらない組合にあつては、適宜、該当箇所を削除すること。

(注2) 副理事長を2人以上置く組合にあつては、第1項中「1人を副理事長」とあるのは「 人を副理事長」と改めて書き替えること。

(代表理事の職務等)

第30条 理事長を代表理事とする。

2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。

5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。

6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。

7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第31条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることがで

きる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(注1)本条は、監事の職務を会計に関するものに限定している組合についての規定である。

(注2)監事に理事の業務監査権限を与える組合にあっては、次のように記載すること。

(監事の職務)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び参事、会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第32条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第33条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(備考1)役員選挙について指名推選の方法をとらない組合であって、候補者制をとるものは、本条を次のように記載すること。

ただし、員外役員を認めない場合にあっては、第1項第2号の規定を削除する。また、指名推選の方法をとらない組合であって、候補者制をとらないものは、第1項を「役員は、総会において選挙する」と書き替えるとともに、第4項、第5項及び第6項の規定を記載しないこと。

(役員選挙)

第33条 役員は、次に掲げる者のうちから、総会において選挙する。

- (1) 組合員又は組合員たる法人の役員であって、立候補し、又は理事会若しくは 人以上の組合員から推薦を受けた者

(2) 組合員又は組合員たる法人の役員でない者であって、理事会若しくは 人以上の組合員から推薦を受けた者

(注) 推薦制をとる場合にも立候補制を併用すること。

2 役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第 1 項の規定による立候補者又は推薦を受けた者の数が選挙すべき役員の数を超えないときは、投票を行わず、その者を当選人とする。

(備考 2) 投票を単記式によって行う組合にあっては、第 2 項中「連記式無記名投票」とあるのは「単記式無記名投票」と書き替えること。

(備考 3) 役員の選出につき選任の方法をとる組合にあっては、本条を次のように記載すること。

(役員を選任)

第33条 役員を選任は、総会の議決による。

2 前項の議決は、推薦会議において推薦された者(以下「候補者」という。)について行う。

3 推薦会議は、別表に掲げる地域毎に同表に掲げる人数の推薦委員をもって構成する。

4 推薦委員は、前項の地域に属する組合員を代表するものとして当該地域に属する組合員の過半数の承認を得て選出する。

5 推薦会議が役員の候補者を決定する場合は、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。

6 第 1 項の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。

7 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあっては、第 1 項の議決は、候補者を区分して行ってはならない。

8 役員を選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。

(注 1) 推薦会議の構成員は、「地域」によるほか「業種」「規模」等組合員を適切に代表しうる妥当な基準に基づき定款で定める区分毎に選出してよい。

(注 2) 総代会を置く組合にあっては、「総会」とあるのは「総代会」と、「組合員」とあるのは「総代」と書き替えるものとし、総代の選挙の際に基礎となる別表に掲げる地域等の区分又はそのいくつかを統合した区分毎に選出してもよい。

(注 3) 推薦会議の構成員を選挙により選出する組合にあっては、「当該地域に属する組合員の過半数の承認を得て選出する」を「当該地域に属する組合員による選挙により選出する」と書き替えるものとする。

(理事及び監事の報酬)

第34条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(注 1) 理事と監事の報酬は総会において一括して定めず、理事と監事を区分して定めること。

(注 2) 理事、監事の報酬を定款に定めることもできる。

(理事及び監事の報酬)

第34条 理事及び監事の報酬は、理事については総額 円以内、監事については総額 円以内とする。

(役員の実任免除)

第35条 本組合は、理事会の決議により、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第38条の2第9項において準用する会社法第426条第1項の規定により、法及び主務省令に定める限度において役員の実任を免除することができる。

(注) 本規定は、監事に理事の業務監査権限を与えない組合は規定することができないので削除すること。

(員外理事及び員外監事との責任限定契約)

第36条 本組合は、員外理事及び員外監事と法第38条の2第9項において準用する会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は 円以内とする。

(顧 問)

第37条 本組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第38条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。

3 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(注) 総組合員の同意の割合については、10分の1を下回る割合を定めることができるので、10分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(職員)

第39条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第40条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後 月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(注) 通常総会の開催時期に関する組合法上の規定は存在しないため、毎事業年度終了後3か月以内に招集する旨の規定を置くことも可能である。その場合は、税法など他法令に留意する必要がある。これまで多くの組合では「毎事業年度終了後2月以内に通常総会を開催する旨」を規定しているが、これは法人税法上の確定申告の期限との整合性から規定しているものと考えられる。したがって、法人税法第75条の2(確定申告書の提出期限の延長の特例)及び法人税基本通達17-1-4(申告書の提出期限の延長の特例の適用がある法人)に該当する場合であって、確定申告の提出期限の延長が可能な場合には、別途対応が必要となる。

(総会招集の手続)

第41条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所(電子メールアドレスを含む。)」と読み替えるものとする。

6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める(以下同じ。)

7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

(注) 総会の招集については、会日の10日前を下回る期間を定款で定めることができるので、10日前を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

(臨時総会の招集請求)

第42条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

2 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(注) 臨時総会の招集請求については、総組合員の5分の1を下回る割合を定款で定めることができるので、5分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第43条 組合員は、第41条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる組合員の数は、 人以内とする。

3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(注1) 役員を選出について、選任の方法をとる組合にあつては、本条第1項中の「又は選挙権」を削除すること。

(注2) 本条第2項の人数は、組合の実情に応じ、4人までの範囲内において適宜定めること。

(総会の議事)

第44条 総会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議長)

第45条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

(緊急議案)

第46条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第41条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第47条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) 1 組合員に対する貸付け（手形の割引を含む。）又は1 組合員のためにする債務保証の残高の最高限度
- (3) 組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度
- (4) 1 組合員のためにする組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度
- (5) その他理事会において必要と認める事項

(注) 第 7 条第 1 項第15号の事業（金融事業）又は同項第16号若しくは第17号の事業（債務保証事業）を実施しない組合にあっては、本条第 2 号から第 4 号のうち、それぞれ当該事業に関する部分を削除すること。

(総会の議事録)

第48条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

(注) 第 2 項 (10) 中の「総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な

事項があるとして総会に報告した調査の結果」は、監事に業務監査権限を与える組合における規定であり、(11)は、監事の職務を会計に関するものに限定する組合における規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

(理事会の招集権者)

第49条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(注) 理事会の招集権者については、各理事が招集することとする旨を定めることも可能である。

(理事会の招集手続)

第50条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 3 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

(注1) 理事会の招集手続については、1週間を下回る期間を定款で定めることができる。

(注2) 監事に業務監査権限を与える組合は、第1項中の「各理事」を「各理事及び各監事」に、第2項中の「理事」を「理事及び監事」に、第3項中の「希望する理事」を「希望する理事及び監事」に書き換えること。

(理事会の決議)

第51条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(注1) 理事会の定足数について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(注2) 理事会の決議要件について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(理事会の議決事項)

第52条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第53条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 招集年月日

(2) 開催日時及び場所

(3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

(4) 出席理事の氏名

(5) 出席監事の氏名

(6) 出席組合員の氏名

(7) 議長の氏名

(8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名

(9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)

(10) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要

(11) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要

(12) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要

(13) その他(理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨)

招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

監事の請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合

組合員の請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

の事項の提案をした理事の氏名

理事会の決議があったものとみなされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

理事会への報告を要しないものとされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(注) 第3項(10)(13)、は、監事に理事の業務監査権限を与える組合に対する規定であり、(6)(11)(13)、は、監事の職務を会計に関するものに限定している組合に対する規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

(委員会)

第54条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 会 計

(事業年度)

第55条 本組合の事業年度は、毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

第56条 本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金(ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第58条及び第59条において同じ。)の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(注) 共済事業を実施する組合は、本条中の「出資総額の2分の1に相当する金額」を「出資総額に相当する金額」に、「10分の1以上」を「5分の1以上」に書き換えること。

(資本準備金)

第57条 本組合は、減資差益(第14条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(注1) これは、持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて各組合員の出資額を限度とする組合及び持分の計算について加算方式をとる組合の規定である。

それ以外の持分払戻し方法をとる組合については、本条を次のように記載すること。

(資本準備金)

第57条 本組合は、加入金、増口金及び減資差益(第14条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(注2) 分割払込制をとる組合にあっては、本条中「第14条」とあるのは「第14条第1項」と書き替えること。

(特別積立金)

第58条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(法定繰越金)

第59条 本組合は、第7条第1項第19号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第60条 毎事業年度の利益剰余金(毎事業年度末決算において総益金から総損金を

控除した金額)に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したのから、第56条の規定による法定利益準備金、第58条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第61条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第24条第2項(持分)の規定を準用する。

(注)分割払込制をとる組合にあっては、第1項、第2項中「出資額」とあるのは「払込済出資額」と書き替え、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加えること。

3 払込済出資額に応じてする配当金は、組合員が出資の払込みを終わるまでは、その払込みに充てるものとする。

(損失金の処理)

第62条 損失金のでん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第63条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

附 則

1 設立当時の役員の任期は、第26条の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。

2 最初の事業年度は、第55条の規定にかかわらず、本組合の成立の日から 年 月 日までとする。

(別 表)

地 域	定 数

(備考)総代会を置く組合にあっては、第6章の規定は次のように記載し、第6条、第10条、第13条、第16条、第19条、第26条、第30条、第33条、第34条、第58条、第60条及び第61条中「総会」とあるのは「総代会」と、第32条中「並びに総会の議決」とあるのは「並びに総会及び総代会の議決」と書き替えること。

第6章 総会、総代会、理事会及び委員会

(総代会)

第40条 本組合に総代会を置く。

(総代の定数)

第41条 総代の定数は、 人とする。

(総代の任期)

第42条 総代の任期は、 年とする。

2 第26条第2項(役員任期)の規定は、総代の任期に準用する。

(注)総代の任期は、組合の実情に応じ、3年以内において適宜定めること。

(総代の選挙)

第43条 総代は、別表に掲げる地域ごとに、同表に掲げる人数をその地域に属する組合員のうちから選挙する。

2 総代の選挙は、単記式無記名投票によって行う。

(注1)業種別に総代を選挙する組合にあっては、本条第1項中「地域」とあるのは「業種」と書き替えること。

(注2)連記式によって総代を選挙する組合にあっては、本条第2項中「単記式無記名投票」とあるのは「連記式無記名投票」と書き替えること。

(注3)役員選出の方法として選任制を採用する組合にあっては、第33条第3項及び(備考3)(注2)中「別表」とあるのは「別表1」と、本条第1項中「別表」とあるのは「別表2」と書き替えること。

(総代会の招集)

第44条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

2 通常総代会は、毎事業年度終了後 月以内に、臨時総代会は、必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(注) 第40条(総会の招集)の(注)を参照のこと。

(総代会招集の手続)

第45条 総代会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各総代に発してするものとする。また、通常総代会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総代会招集通知の発出は、総代名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総代会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 本組合は、希望する総代に対しては、第1項の規定による総代会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総代会招集通知の発出は」とあるのは、「総代会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項「住所」とあるのは「住所(電子メールアドレスを含む。)」と読み替えるものとする。

6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める(以下同じ。)

7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、総代全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総代会を開催することができる。

(注) 総代会の招集については、会日の10日前を下回る期間を定款で定めることができるので、10日前を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

(臨時総代会の招集請求)

第46条 総総代の5分の1以上の同意を得て臨時総代会の招集を請求しようとする総代は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を本組合に提出するものとする。

2 総代は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(注) 臨時総代会の招集請求については、総総代の5分の1を下回る割合を定款で定めることができるので、5分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第47条 総代は、第45条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、

書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 代理人が代理することができる総代の数は1人とする。
- 3 総代は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
- 4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(注) 役員を選出について選任の方法をとる組合であって、補欠の総代の選挙を総代会で行わないものは、本条第1項中の「又は選挙権」を削除すること。

(総代会の議事)

第48条 総代会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、総代の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総代会の議長)

第49条 総代会の議長は、総代会ごとに、出席した総代のうちから選任する。

(緊急議案)

第50条 総代会においては、出席した総代(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り、第45条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総代会の議決事項)

第51条 総代会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) 1組合員に対する貸付け(手形の割引を含む。)又は1組合員のためにする債務保証の残高の最高限度
- (3) 組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度
- (4) 1組合員のためにする組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度
- (5) その他理事会において必要と認める事項

(注) 第7条第1項第15号の事業(金融事業)又は同項第16号若しくは第17号の事業(債務保証事業)を実施しない組合にあっては、本条第2号から第4号のうち、それぞれ当該事業に関する部分を削除すること。

(総代会の議事録)

第52条 総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 総代数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が、総代会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総代会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総代会に報告した調査の結果又は総代会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

(注) 第2項(10)中の「総代会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総代会に報告した調査の結果」は、監事に業務監査権限を与える組合における規定であり、(11)は、監事の職務を会計に関するものに限定する組合における規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

(理事会の招集権者)

第53条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(注) 理事会の招集権者については、各理事が招集することとする旨を定めることも可能である。

(理事会の招集手続)

第54条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

- 3 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。
- 4 前項の通知については、総代会招集の手續に準ずるものとする。

(注1) 理事会の招集手續については、1週間を下回る期間を定款で定めることができる。

(注2) 監事に業務監査権限を与える組合は、第1項中の「各理事」を「各理事及び各監事」に、第2項中の「理事」を「理事及び監事」に、第3項中の「希望する理事」を「希望する理事及び監事」に書き換えること。

(理事会の決議)

第55条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(注1) 理事会の定足数について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(注2) 理事会の決議要件について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(理事会の議決事項)

第56条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総代会又は総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第57条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。
- 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 招集年月日

- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 出席組合員の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
- (10) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要
- (11) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
- (12) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
- (13) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

監事の請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合

組合員の請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

の事項の提案をした理事の氏名

理事会の決議があったものとみなされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

- (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
理事会への報告を要しないものとされた日
議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(注) 第3項(10)(13)、は、監事に理事の業務監査権限を与える組合に対する規定であり、(6)(11)(13)、は、監事の職務を会計に関するものに限定している組合に対する規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

(総会の議決事項)

第58条 総会は、組合の解散、合併又は事業の全部の譲渡に限り、議決することができる。

(総会の招集)

第59条 総会は、前条に掲げる事項を議決する必要があるときに限り、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総代会の規定の準用)

第60条 総会については、第45条(総代会招集の手續)、第47条(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)、第49条(総代会の議長)、第50条(緊急議案)及び第52条(総代会の議事録)の規定を準用する。この場合において第47条第1項中「他の組合員」とあるのは「その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員」と、第2項中「1人」とあるのは「4人まで」と読み替えるものとする。

(委員会)

第61条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

(別表)

地 域	定 数

(備考) 部会、支部、青年部又は女性部を置く組合にあっては、第6章見出しに該当する機関名(部会、支部、青年部又は女性部)を追加し、次の規定のうち該当するものを加えること。

(部 会)

第55条 本組合は、業種ごとの組合員をもって構成する部会を置く。

2 部会について必要な事項は、規約で定める。

(支 部)

第56条 本組合は、地域ごとの組合員をもって構成する支部を置く。

2 支部について必要な事項は、規約で定める。

(青年部)

第57条 本組合に青年部を置く。

2 青年部について必要な事項は、規約で定める。

(女性部)

第58条 本組合に女性部を置く。

2 女性部について必要な事項は、規約で定める。

(備考) 賛助会員制をとる組合にあっては、「第7章 会計」を「第8章 会計」とし、第7章見出しを「第7章 賛助会員」として、次のように記載すること。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第55条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

協同組合連合会定款参考例

協同組合連合会定款参考例

全国中小企業団体中央会

制定 平成12年 4月11日 12全中発第 20号
改正 平成13年 3月28日 12全中発第1952号
改正 平成15年 2月 1日 14全中発第1139号
改正 平成18年 7月 5日 18全中発第 422号
改正 平成19年 3月23日 18全中発第1777号

協同組合連合会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、会員及びその組合員（以下「所属員」という。）の相互扶助の精神に基づき、所属員のために必要な共同事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、協同組合連合会と称する。

(地 区)

第3条 本会の地区は、の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、事務所を市（町村）に置く。

（注1）主たる事務所は、連合会の地区内に置くこと。

（注2）従たる事務所を置く場合は、本条を次のように記載すること。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、主たる事務所を市（町村）に、従たる事務所を市（町村）に置く。

(公告方法)

第5条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示してする。

(注1) 公告方法については、組合の掲示場に掲示する方法に加え、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙、電子公告のいずれかの方法によることができる。なお、電子公告を公告方法とする場合には、法務大臣の登録を受けた調査機関の調査を受けなければならないが、その料金を負担する必要があるが、官報公告と併せて行うことにより、債権者保護手続が要求される場合に個別催告の省略が認められる。また、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法についても記載しておく必要がある。

電子公告を公告方法とする場合には、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第5条 本会の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

(注2) 掲載する新聞の発行地を特定する場合は、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第5条 本会の公告は、 県(都道府)において発行する 新聞に掲載してする。

(規約等)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約等で定める。

2 規約及び共済規程の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約及び、共済規程の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る)に伴う規定の整理及び責任共済等の事業についての共済規程の変更については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

(注1) 共済事業を実施しない場合は、見出し及び第1項中の「規約等」を「規約」に変更するとともに、第2項及び第3項中の「共済規程」「責任共済等の事業についての共済規程の変更」を削除すること。

(注2) 第3項中の会員に対する周知方法は、連合会によって適宜、選択すること。

(注3) 第3項を採用しない場合には削除すること。

第2章 事 業

(事業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 所属員の取り扱う 品 (原材料を含む。以下同じ。) の共同生産
 - (2) 所属員の取り扱う 品の共同加工
 - (3) 所属員の取り扱う 品の共同販売
 - (4) 所属員の取り扱う 品の共同購買
 - (5) 所属員の取り扱う 品の共同保管
 - (6) 所属員の取り扱う 品の共同運送
 - (7) 所属員の取り扱う 品の共同検査
 - (8) 所属員の取り扱う 品の共同受注
 - (9) 所属員の取り扱う 品の共同宣伝
 - (10) 所属員の取り扱う 品の市場開拓
 - (11) 所属員の事業に関する調査・研究
 - (12) 所属員の事業に関する の研究開発
 - (13) 所属員の新たな事業分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓
 - (14) 所属員のためにする共同労務管理
 - (15) 会員に対する事業資金の貸付け (手形の割引を含む。) 及び会員のためするその借入れ
 - (16) 商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、銀行、信用金庫、信用協同組合に対する会員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任をうけてする会員に対するその債権の取立て
 - (17) 会員の 事業に係る に関する債務の保証
 - (18) 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
 - (19) 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
 - (20) 中小企業倒産防止共済事業に関する受託業務
 - (21) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 章の規定による労働保険事務組合としての業務
 - (22) 所得員のためにする に生ずる損害又は に生ずる傷害をうめるための 共済事業
 - (23) 所属員のためにする中小企業等協同組合法第 9 条の 7 の 2 第 1 項第 1 号に掲げる火災等の損害をうめるための共済事業
 - (24) 前 2 号の事業のほか、所属員の福利厚生に関する事業
 - (25) 所属員の寄託物についての倉荷証券の発行
 - (26) 所属員の取り扱う 品についての前払式証票 (商品券) の発行
 - (27) 前各号の事業に附帯する事業
- 2 前項第 17 号に掲げる債務保証事業の内容及び実施に関する事項は、規約で定める。
- 3 第 1 項第 22 号に掲げる共済事業及び第 23 号に掲げる火災等の損害をうめるための共済事業の内容及び実施に関する事項は、共済規程で定めるものとする。
- 4 第 1 項第 23 号の規定により火災共済契約を実施する場合は、共済契約者 1 人の

共済金額の総額が、 万円を超えてはならないものとする。

5 第1項第24号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は 万円を超えてはならないものとする。

(注1) 実施を予定していない事業は、記載しないこと。

(注2) 事業の記載に当たっては、実施する共同事業の内容に即して、明確な表現で具体的に列挙すること。

(注3) 建設工事業等にあつては、第1項第8号を「所属員の行う建設工事等の共同受注」と記載すること。

(注4) 第1項第12号の「 」には、技術、製品、デザイン等を具体的に記載すること。

(注5) 第1項第16号の金融機関は、会員の取引の実情に応じて加減すること。

(注6) 第1項第17号の「会員の 事業」には会員たる資格に係る事業を、また、「 に関する債務」には本会が保証する債務の内容を、それぞれ具体的に記載すること。

(注7) 第1項第22号、第23号の事業を実施する連合会は、次の規定を置くこと。

(共済金額の削減及び共済掛金の追徴)

第7条の2 共済事業に損失を生じた場合であつて、積立金その他の取崩しにより補てんすることができない場合は、総会の議決により共済金を削減し又は共済掛金を追徴することができるものとする。

2 共済金の削減は、損失金をその事業年度に支払う共済金総額と個々の共済契約者等に支払う共済金との割合により、個々の共済契約者に割り当てて行うものとする。

3 共済掛金の追徴は、損失金をその事業年度の各共済契約者より徴収する共済掛金の総額と各共済契約者より徴収する共済掛金との割合により、各共済契約者に割り当てて行うものとする。

(注8) 第1項第26号の()内には、発行する前払式証票の具体的内容(商品券、プリペイド・カード等)を記載すること。

(注9) 第4項の規定は、共済契約者1人につき共済金額が30万円、第5項の規定は、給付事由毎に給付金額が10万円を超えない範囲内で記載すること。

(注10) 商店街協同組合連合会等であつて、所属員の取扱品の種類を列挙しがたいものは、第1項第1号から第10号まで及び第26号を次のように記載してもよい。

(1) 所属員の取扱品(原材料を含む。以下同じ。)の共同販売

(2) 所属員の取扱品の共同購買

(3) 所属員の取扱品の共同保管

(4) 所属員の取扱品の共同運送

(5) 所属員の取扱品の共同宣伝

(6) 所属員の取扱品の市場開拓

(7) 所属員の取扱品についての前払式証票(商品券)の発行

(注)()内には、発行する前払式証票の具体的内容(商品券、プリペイド・カード等)を記載すること。

(注11) チケット発行事業を実施する連合会にあっては、第1項中に次の1号を加えること。なお、クレジット・カード又はサービス券の発行事業を行う連合会にあっては「チケット」を「クレジット・カード」又は「サービス券」(サービス券の内容を特定する連合会にあっては、「スタンプ」又は「ポイント・カード」等)と記載すること。

所属員の取扱品の販売又は役務の提供のためのチケットの発行及びこれに関連する事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有する者は、本会の地区内において 品の生産の事業を資格事業とする協同組合とする。

(注1) 「 品の生産」とあるのは、資格事業が加工業のときは「 品の加工」と、資格事業が商業のときは「 品の 販売」と、資格事業がサービス業のときは役務の種類に応じ具体的に書き替えること。

(注2) 商店街協同組合連合会にあっては、本条を次のように記載すること。

(会員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有する者は、本会の地区内における商店街協同組合とする。

(注3) 会員資格は、組合組織の基本的な問題であるから、将来疑義が生じないよう明確に規定すること。

(加入)

第9条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て、本会に加入することができる。

2 本会は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(注1) 本条は、持分の計算について改算方式をとる連合会で脱退者の持分の払戻しについて各会員の出資額を限度とする連合会及び持分の計算について加算方式をとる連合会の規定である。持分の計算について改算方式をとる連合会で脱退者の持分の払戻しについて全額払戻し又は各会員の出資額以上を払い戻す連合会にあっては、本条の見出しを「(加入者の出資払込み及び加入金)」と改め、第2項、第3項を追加すること。

(加入者の出資払込み及び加入金)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

2 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3 加入金の額は、総会において定める。

(注2) 分割払込制をとる連合会にあっては、第1項本文中「出資の全額の払込み」とあるのは、「出資口数に応じ、他の会員の払込済出資額と同額の払込み」と書き替えること。

(自由脱退)

第11条 会員は、あらかじめ本会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(注) 本条の日数は、90日以上1年以内の範囲内で適宜記載すること。

(除名)

第12条 本会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 長期間にわたって本会の事業を利用しない会員

(2) 出資の払込み、経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員

(3) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとした会員

(4) 本会の事業の利用について不正の行為をした会員

(5) 犯罪その他信用を失う行為をした会員

(脱退者の持分の払戻し)

第13条 会員が脱退したときは、会員の本会に対する出資額(本会の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各会員の出資額に応じて減額した額)を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合

は、その半額とする。

(注1) 本条は、持分の計算について改算方式をとる連合会で脱退者の持分の払戻しについて各会員の出資額を限度とする連合会の規定である。

なお、分割払込制をとる連合会にあっては、本条を次のように記載すること。

(脱退者の持分の払戻し)

第13条 会員が脱退したときは、会員の本会に対する払込済出資額(本会の財産が払込済出資総額より減少したときは、当該払込済出資額から当該減少額を各会員の出資額に応じて減額した額)を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注2) 持分の計算について全額払戻しを行う連合会にあっては、本条を次のように記載すること。

(脱退者の持分の払戻し)

第13条 会員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注) 分割払込制をとる連合会にあっては、第2項として次の規定を加えること。

2 本会の財産をもって、本会の債務を完済するに足りないときは、脱退した会員は、その出資口数に応じ、未払込出資額を限度として、損失額の払込みをしなければならない。

(注3) 各会員の出資額を限度とする方法以外の方法により持分の一部の払戻しを行う連合会にあっては、払戻額の内容に応じて適宜記載すること。

ただし、これらの連合会にあっては、各会員の出資額(連合会の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各会員の出資額に応じて減額した額)を払戻額の下限とすること。

(使用料又は手数料)

第14条 本会は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として理事会で定める。

(経費の賦課)

第15条 本会は、その行う事業の費用(使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。)に充てるため会員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(注1) 共済事業(付帯事業を含む。)のみを行う組合は、本条を削除すること。

(注2) 共済事業と経済事業を兼業する場合には、次のように記載すること。

(経費の賦課)

第15条 本会は、その行う事業(共済事業を除く。)の費用(使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。)に充てるため、会員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第16条 会員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

(1) 事業を休止したとき

(2) 事業の一部を廃止したとき

(3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本会は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第13条(脱退者の持分の払戻し)の規定を準用する。

(会員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第17条 本会は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 名称及びその代表者名並びに住所

(2) 加入の年月日

(3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本会は、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 会員及び本会の債権者は、本会に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、会員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本会に届け出なければならない。

(1) 名称、代表者又は事務所を変更したとき

(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

(3) 定款又は規約を変更し、若しくは廃止したとき

(注) 会員名簿を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定

の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの。以下同じ。)をもって作成するときは、本条を次のように記載すること。

(会員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第17条 本会は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 名称及びその代表者名並びに住所
 - (2) 加入の年月日
 - (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日
- 2 本会は、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 3 会員及び本会の債権者は、本会に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、会員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。
- 4 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本会に届け出なければならない。
- (1) 名称、代表者又は事務所を変更したとき
 - (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
 - (3) 定款又は規約を変更し、若しくは廃止したとき

(過怠金)

第18条 本会は、次の各号の一に該当する会員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第7条第1項第18号に規定する団体協約に違反した会員
- (2) 第12条第2号から第4号までに掲げる行為のあった会員
- (3) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした会員

(注) 第40条において、総会の招集について「会日の10日前」を下回る期間を定める場合は、第1項中の期間をその期間とすること。

(会計帳簿等の閲覧等)

第19条 会員は、総会員の100分の3以上の同意を得て、本会に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料(電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。)の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

(注) 総会員の同意の割合については、100分の3(共済事業を実施する組合においては10分の1)を下回る割合を定めることができるので、100分の3(共済事業を実施する組合においては10分の1)を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第20条 出資1口の金額は、 円とする。

(注1) 出資1口の金額は、連合会の事業規模等を考慮して、適宜定めること。

(注2) 出資最低口数を設ける連合会にあっては、本条を次のように記載すること。

(出資1口の金額及び最低出資口数)

第20条 出資1口の金額は、何円とする。

2 会員は、何口以上を持たなければならない。

(出資の払込み)

第21条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(注) 分割払込制をとる連合会にあっては、本条を次のように記載すること。この場合において、出資第1回の払込金額は、1口につき、その金額の4分の1を下らないようにすること。

(出資の払込み)

第21条 出資第1回の払込金額は、1口につき 円とする。

2 出資の払込みは、払込みの金額、期日及び方法を記載した書面を各会員に発してするものとする。

3 本会は、会員が出資の払込みを終わるまでは、その会員の払込済出資額に応じて配当すべき剰余金をその払込みに充てることができる。

(延滞金)

第22条 本会は、所属員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本会に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第23条 会員の持分は、本会の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、 円未満の端数は切り捨てるものとする。

(注1) これは、持分の計算について改算方式をとる場合の規定であるが、加算方式を採用する場合は、次のように記載すること。

(持分)

第23条 会員の持分は、次の基準により算定する。

(1) 出資金については、各会員の出資額により算定する。

(2) 資本準備金については、各会員の出資額により事業年度末ごとに算定加算する。

(3) 法定利益準備金、特別積立金及びその他の積立金については、各会員が本会の事業を利用した分量に応じて、事業年度末ごとに算定加算する。

(4) 繰越利益又は繰越損失については、各会員の出資額により算定する。

(5) 土地等の評価損益については、各会員の出資額により事業年度末ごとに算定し加算又は減算する。

2 準備金又は積立金により損失のてん補をしたときは、その損失をてん補した科目の金額において有する各会員の持分の割合に応じてそのてん補分を算定し、その持分を減算する。第57条第2項ただし書の規定又は総会の議決により、特別積立金又はその他の積立金を損失のてん補以外の支出に充てた場合も同様である。

3 本会の財産が、出資額より減少したときの持分は、各会員の出資額により算定する。

4 持分の算定に当たっては、円未満の端数は切り捨てるものとする。

(注2) 分割払込制をとる連合会にあっては、「出資金」又は「出資額」とあるのは「払込済出資金」又は「払込済出資額」と書き替えること。

(注3) 土地等の評価は、時価評価とし、その評価方法については、あらかじめ規約等で定めておくこと。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第24条 役員の数、次のとおりとする。

(1) 理事 人以上 人以内

(2) 監事 人以上 人以内

(注1) 理事の数は3人以上、監事の数は1人以上であるが、単に「人以上」又は「人以内」と記載しないこと。

(注2) 数の上限と下限の幅は、できるだけ少なくすること。

(注3) 数の上限と下限の差が1名のときは、「人又は人」と記載すること。

(役員任期)

第25条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 年又は任期中の第 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 回目の通常総会が 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
 - (2) 監事 年又は任期中の第 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 回目の通常総会が 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- 2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。
 - 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員任期は、第1項に規定する任期とする。
 - 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(注1) 役員任期は、理事については2年、監事については4年を超えることができないので、それぞれの範囲で適宜定めること。

(注2) 監事の職務(第30条)について、会計監査に関するものに限定する旨の規定から、業務監査権限を与える旨の規定に変更した場合、監事任期は定款変更の効力が生じたときに満了するので、注意すること。

(員外理事)

第26条 理事のうち、会員の役員でない者は、 人を超えることができない。

(注) 員外理事の員数は第24条第1項第1号に定める理事の定数の下限の3分の1以内において、適宜確定数を記載すること。

(員外監事)

第27条 監事のうち1人以上は、会員の役員及び会員の組合員又は組合員の役員若しくは使用人以外の者で、就任前5年間に本会の理事若しくは使用人又は本会の子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員) 執行役若しくは使用人でなかったものでなければならない。

(注1) 本条は、会員の組合員の総数が事業年度開始の時点で1,000人を超える連合会では、監事のうち、1人以上は員外監事を選任することが義務づけられ

ており、この場合の員外監事の内容が法で限定されていることを前提とした規定である。したがって、会員の組合員の総数が1,000人を超える可能性が低い場合は規定する必要はない。

(注2) 員外役員を認めない連合会にあっては、前条及び本条を削除し、次条を記載すること。ただし、上記(注1)に留意すること。

(役員要件)

第26条 本会の役員は、会員の役員でなければならない。

(理事長、副理事長及び専務理事の選出)

第28条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選出する。

(注1) 副理事長制や専務理事制をとらない連合会にあっては、適宜、該当箇所を削除すること。

(注2) 副理事長を2人以上置く連合会にあっては、第1項中「1人を副理事長」とあるのは「 人を副理事長」と改めて書き替えること。

(代表理事の職務等)

第29条 理事長を代表理事とする。

2 理事長は、本会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本会を代表し、本会の業務を執行する。

3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

4 本会は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。

5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。

6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。

7 本会は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第30条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(注1)本条は、監事の職務を会計に関するものに限定している連合会についての規定である。

(注2)監事に理事の業務監査権限を与える連合会にあっては、次のように記載すること。

(監事の職務)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、いつでも、理事及び参事、会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第31条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第32条 役員は、総会において選挙する。

2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。

5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者全員の同意があった者をもって当選人とする。

(備考1)役員選挙について指名推選の方法をとらない連合会であって、候補者制をとるものは、本条を次のように記載すること。

ただし、員外役員を認めない場合にあっては、第1項第2号の規定を削除する。また、指名推選の方法をとらない連合会であって、候補者制をとらないものは、第1項を「役員は、総会において選挙する」と書き替えるとともに、第4項の規定を記載しないこと。

(役員選挙)

第32条 役員は、次に掲げる者のうちから、総会において選挙する。

(1) 会員たる組合の役員であって、立候補し、又は理事会若しくは人以上の会員から推薦を受けた者

(2) 会員たる組合の役員でない者であって、理事会若しくは人以上

の会員から推薦を受けた者

(注) 推薦制をとる場合にも立候補制を併用すること。

- 2 役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第1項の規定による立候補者又は推薦を受けた者の数が選挙すべき役員の数を超えないときは、投票を行わず、その者を当選人とする。

(備考2) 投票を単記式によって行う連合会にあっては、第2項中「連記式無記名投票」とあるのは「単記式無記名投票」と書き替えること。

(備考3) 役員の選出につき選任の方法をとる連合会にあっては、本条を次のように記載すること。

(役員の選任)

第32条 役員の選任は、総会の議決による。

- 2 前項の議決は、推薦会議において推薦された者(以下「候補者」という。)について行う。
- 3 推薦会議は、別表に掲げる地域毎に同表に掲げる人数の推薦委員をもって構成する。
- 4 推薦委員は、前項の地域に属する会員を代表するものとして当該地域に属する会員の過半数の承認を得て選出する。
- 5 推薦会議が役員の候補者を決定する場合は、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。
- 6 第1項の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。
- 7 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあっては、第1項の議決は、候補者を区分して行ってはならない。
- 8 役員の選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。

(注1) 推薦会議の構成員は、「地域」によるほか、「業種」「規模」等会員を適切に代表しうる妥当な基準に基づき定款で定める区分毎に選出してよい。

(注2) 推薦会議の構成員を選挙により選出する連合会にあっては、「当該地域に属する会員の過半数の承認を得て選出する」を「当該地域に属する会員による選挙により選出する」と書き替えるものとする。

(理事及び監事の報酬)

第33条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(注 1) 理事と監事の報酬は総会において一括して定めず、理事と監事を区分して定めること。

(注 2) 理事、監事の報酬を定款に定めることもできる。

(理事及び監事の報酬)

第33条 理事及び監事の報酬は、理事については総額 円以内、監事については総額 円以内とする。

(役員の実任免除)

第34条 本会は、理事会の決議により、中小企業等協同組合法(以下「法」という。)

第38条の2第9項において準用する会社法第426条第1項の規定により、法及び主務省令に定める限度において役員の実任を免除することができる。

(注) 本規定は、監事に理事の業務監査権限を与えない連合会は規定することができないので削除すること。

(員外理事及び員外監事との責任限定契約)

第35条 本会は、員外理事及び員外監事と法第38条の2第9項において準用する会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は 円以内とする。

(顧 問)

第36条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第37条 本会に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。

3 会員は、総会員の10分の1以上の同意を得て本会に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(注) 総会員の同意の割合については、10分の1を下回る割合を定めることができるので、10分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(職 員)

第38条 本会に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第39条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後 月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(注) 通常総会の開催時期に関する組合法上の規定は存在しないため、毎事業年度終了後3か月以内に招集する旨の規定を置くことも可能である。その場合は、税法など他法令に留意する必要がある。これまで多くの組合では「毎事業年度終了後2月以内に通常総会を開催する旨」を規定しているが、これは法人税法上の確定申告の期限との整合性から規定しているものと考えられる。したがって、法人税法第75条の2(確定申告書の提出期限の延長の特例)及び法人税基本通達17-1-4(申告書の提出期限の延長の特例の適用がある法人)に該当する場合であって、確定申告の提出期限の延長が可能な場合には、別途対応が必要となる。

(総会招集の手続)

第40条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、会員名簿に記載したその会員の住所(その会員が別に通知を受ける場所を本会に通知したときはその場所)に宛てて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 本会は、希望する会員に対しては、第1項の規定による書面をもってする総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所(電子メールアドレスを含む。)」と読み替えるものとする。

6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める(以下同じ。)

7 第1項の規定にかかわらず、本会は、会員全員の同意があるときは招集の手続

を経ることなく総会を開催することができる。

(注) 総会の招集については、会日の10日前を下回る期間を定款で定めることができるので、10日前を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

(臨時総会の招集請求)

第41条 総会員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする会員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

2 会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(注) 臨時総会の招集請求については、総会員の5分の1を下回る割合を定款で定めることができるので、5分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第42条 会員は、第40条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の会員又はその会員の役員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる会員の数は、 人以内とする。

3 会員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(注1) 役員を選出について、選任の方法をとる連合会にあっては、本条第1項中の「又は選挙権」を削除すること。

(注2) 本条第2項の人数は、連合会の実情に応じ、4人までの範囲内において適宜定めること。

(総会の議事)

第43条 総会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議長)

第44条 総会の議長は、総会ごとに、出席した会員のうちから選任する。

(緊急議案)

第45条 総会においては、出席した会員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第40条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第46条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) 1 会員に対する貸付け（手形の割引を含む。）又は1 会員のためにする債務保証の残高の最高限度
- (3) 会員の事業に関する債務保証の残高の最高限度
- (4) 1 会員のためにする会員の事業に関する債務保証の残高の最高限度
- (5) その他理事会において必要と認める事項

(注) 第7条第1項第15号の事業（金融事業）又は同項第16号若しくは第17号の事業（債務保証事業）を実施しない連合会にあっては、本条第2号から第4号のうち、それぞれ当該事業に関する部分を削除すること。

(総会の議事録)

第47条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 会員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要

(11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の
内容の概要

(注) 第2項(10)中の「総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果」は、監事に業務監査権限を与える連合会における規定であり、(11)は、監事の職務を会計に関するものに限定する連合会における規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

(理事会の招集権者)

第48条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
 - 3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
-

(注) 理事会の招集権者については、各理事が招集することとする旨を定めることも可能である。

(理事会の招集手続)

第49条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
 - 3 本会は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。
-

(注1) 理事会の招集手続については、1週間を下回る期間を定款で定めることができる。

(注2) 監事に業務監査権限を与える連合会は、第1項中の「各理事」を「各理事及び各監事」に、第2項中の「理事」を「理事及び監事」に、第3項中の「希望する理事」を「希望する理事及び監事」に書き換えること。

(理事会の決議)

第50条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができ

ない。

- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（注1）理事会の定足数について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

（注2）理事会の決議要件について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

（理事会の議決事項）

第51条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- （1）総会に提出する議案
- （2）その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

（理事会の議長及び議事録）

第52条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。
- 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
 - （1）招集年月日
 - （2）開催日時及び場所
 - （3）理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - （4）出席理事の氏名
 - （5）出席監事の氏名
 - （6）出席会員の氏名
 - （7）議長の氏名
 - （8）決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
 - （9）議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
 - （10）監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要

- (11) 理事会の招集を請求し出席した会員の意見の内容の概要
- (12) 本会と取引をした理事の報告の内容の概要
- (13) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

監事の請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合

会員の請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした会員が招集したものである場合

- 4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

の事項の提案をした理事の氏名

理事会の決議があったものとみなされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

- (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

理事会への報告を要しないものとされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(注) 第3項(10)、(13)、は、監事に理事の業務監査権限を与える連合会に対する規定であり、(6)、(11)、(13)、は、監事の職務を会計に関するものに限定している連合会に対する規定であるので、連合会によって、適宜、選択すること。

(委員会)

第53条 本会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 会 計

(事業年度)

第54条 本会の事業年度は、毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

第55条 本会は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金(ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第57条及び第58条において同じ。)の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(注) 共済事業を実施する連合会は、本条中の「出資総額の2分の1に相当する金額」を「出資総額に相当する金額」に、「10分の1以上」を「5分の1以上」に書き換えること。)

(資本準備金)

第56条 本会は、減資差益(第13条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(注1) これは、持分の計算について改算方式をとる連合会で脱退者の持分の払戻しについて各会員の出資額を限度とする連合会及び持分の計算について加算方式をとる連合会の規定である。

それ以外の持分払戻し方法をとる連合会については、本条を次のように記載すること。

(資本準備金)

第56条 本会は、加入金、増口金及び減資差益(第13条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(注2) 分割払込制をとる連合会にあっては、本条中「第13条」とあるのは「第13条第1項」と書き替えること。

(特別積立金)

第57条 本会は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(法定繰越金)

第58条 本会は、第7条第1項第19号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第59条 毎事業年度の利益剰余金(毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額)に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第55条の規定による法定利益準備金、第57条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを会員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第60条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における会員の出資額、若しくは会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における会員の出資額及び会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における会員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第23条第2項(持分)の規定を準用する。

(注) 分割払込制をとる連合会にあっては、第1項、第2項中「出資額」とあるのは「払込済出資額」と書き替え、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加えること。

3 払込済出資額に応じてする配当金は、会員が出資の払込みを終わるまでは、その払込みに充てるものとする。

(損失金の処理)

第61条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第62条 本会は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

附 則

- 1 設立当時の役員の任期は、第25条の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。
- 2 最初の事業年度は、第54条の規定にかかわらず、本会の成立の日から 年 月 日までとする。

(別 表)

地 域	定 数

(備考) 部会、支部、青年部又は女性部を置く連合会にあっては、第6章見出しに該当する機関名(部会、支部、青年部又は女性部)を追加し、次の規定のうち該当するものを加えること。

(部 会)

- 第54条 本会は、業種ごとの会員をもって構成する部会を置く。
- 2 部会について必要な事項は、規約で定める。

(支 部)

- 第56条 本会は、地域ごとの会員をもって構成する支部を置く。
- 2 支部について必要な事項は、規約で定める。

(青年部)

- 第57条 本会に青年部を置く。
- 2 青年部について必要な事項は、規約で定める。

(女性部)

- 第58条 本会に女性部を置く。
- 2 女性部について必要な事項は、規約で定める。

(備考) 賛助会員制をとる連合会にあっては、「第7章 会計」を「第8章 会計」とし、第7章見出しを「第7章 賛助会員」として、次のように記載すること。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第54条 本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本会において、法に定める会員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

企業組合定款参考例

企業組合定款参考例

全国中小企業団体中央会

制定 平成12年 4月11日 12全中発第 20号
改正 平成13年 3月28日 12全中発第1952号
改正 平成15年 2月 1日 14全中発第1139号
改正 平成18年 7月 5日 18全中発第 422号
改正 平成19年 3月23日 18全中発第1777号

企業組合定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して事業を行い、もって組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、 企業組合と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本組合は、事務所を 市(町村)に置く。

(注) 従たる事務所を置く場合は、本条を次のように記載すること。

(事務所の所在地)

第3条 本組合は、主たる事務所を 市(町村)に、従たる事務所を 市(町村)に置く。

(公告方法)

第4条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(注1) 公告方法については、組合の掲示場に掲示する方法に加え、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙、電子公告のいずれかの方法によることができる。なお、電子公告を公告方法とする場合には、法務大臣の登録を受けた調査機関の調査を受けなければならないが、その料金を負担する必要があるが、官報公告と併せて行うことにより、債権者保護手続が要求される場合に個別催告の省略が認められる。また、事故その他やむを得ない事由によって電子

公告による公告をすることができない場合の公告方法についても記載しておく必要がある。

電子公告を公告方法とする場合には、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第4条 本組合の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

(注2) 掲載する新聞の発行地を特定する場合は、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第4条 本組合の公告は、 県(都道府)において発行する 新聞に掲載してする。

(規約)

第5条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る)に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第4条の規定に基づき公告するものとする。

(注1) 第3項中の組合員に対する周知方法は、組合によって適宜、選択すること。

(注2) 第3項を採用しない場合には削除すること。

第2章 事 業

(事業)

第6条 本組合は、次の事業を行う。

(1) の製造

(2) の販売

(3) 前各号の事業に附帯する事業

(注) 事業の種類は、具体的に列挙すること。

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第7条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる個人とする。

(1)

(2)

(注)個人以外の法人等を組合員に加入させる場合には、次のように記載すること。

(組合員の資格)

第7条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる個人(以下「個人組合員」という。)及び法人等(以下「特定組合員」という。)とする。

(1)個人組合員

イ

ロ

(2)特定組合員

イ

ロ

(注)特定組合員の資格は、実際に組合員になろうとする法人等について、組合との関係が明確になるよう個別具体的に記載すること。

本組合の事業活動に必要な物資の供給(役務の提供)を継続して行う法人等

本組合の事業に必要な施設(設備又は技術)の提供を行う法人等
本組合からその事業に係る物資の供給(役務の提供)を継続して受ける法人等

本組合からその事業に係る技術の提供を受ける法人等

本組合に対し、技術、知識又は経験を有する使用人を派遣する法人等

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合

(加入)

第8条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第9条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(注1)本条は、持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて各組合員の出資額を限度とする組合及び持分の計算について加算方

式をとる組合の規定である。持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて全額払戻し又は各組合員の出資額以上を払い戻す組合にあっては、本条の見出しを「(加入者の出資払込み及び加入金)」と改め、第2項、第3項を追加すること。

(加入者の出資払込み及び加入金)

第9条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

2 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3 加入金の額は、総会において定める。

(注2) 分割払込制をとる組合にあっては、第1項本文中「出資の全額の払込み」とあるのは、「出資口数に応じ、他の組合員の払込済出資額と同額の払込み」と書き替えること。

(相続加入)

第10条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(注) 組合員資格として特定組合員を認める場合には、本条を次のように記載すること。

(相続加入)

第10条 死亡した個人組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに個人組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第11条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(注) 本条の日数は、90日以上1年以内の範囲内で適宜記載すること。

(除名)

第12条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 出資の払込みその他本組合に対する義務を怠った組合員
 - (2) 総会の承認を得ないで、自己又は第三者のために本組合の事業の部類に属する取引をした組合員
 - (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
 - (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
 - (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
-

(注) 組合員資格として特定組合員を認める場合には、本条を次のように記載すること。

(除名)

第12条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 出資の払込みその他本組合に対する義務を怠った組合員
 - (2) 総会の承認を得ないで、自己又は第三者のために本組合の事業の部類に属する取引をした組合員
 - (3) 総会の承認を得ないで、本組合の行う事業の部類に属する事業の全部又は一部を行った特定組合員
 - (4) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
 - (5) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
 - (6) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
-

(脱退者の持分の払戻し)

第13条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額(本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額)を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注1) 本条は、持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて各組合員の出資額を限度とする組合の規定である。

なお、分割払込制をとる組合にあっては、本条を次のように記載すること。

(脱退者の持分の払戻し)

第13条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する払込済出資額

(本組合の財産が払込済出資総額より減少したときは、当該払込済出資額から当該減少額を各組合員の払込済出資額に応じて減額した額)を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注2) 持分の計算について全額払戻しを行う組合にあっては、本条を次のように記載すること。

(脱退者の持分の払戻し)

第13条 組合員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注) 分割払込制をとる組合にあっては、第2項として次の規定を加えること。

2 本組合の財産をもって、本組合の債務を完済するに足りないときは、脱退した組合員は、その出資口数に応じ、未払込出資額を限度として、損失額の払込みをしなければならない。

(注3) 各組合員の出資額を限度とする方法以外の方法により持分の一部の払戻しを行う組合にあっては、払戻額の内容に応じて適宜記載すること。

ただし、これらの組合にあっては、各組合員の出資額(組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額)を払戻額の下限とすること。

(出資口数の減少)

第14条 組合員は、特にやむを得ない理由があるときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

2 本組合は、前項の請求があったときは、総会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、前条(脱退者の持分の払戻し)の規定を準用する。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第15条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名(特定組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数)及び住所又は居所

(2) 加入の年月日

(3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 特定組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

(1) 名称及びその代表者名又は事業を行う場所を変更したとき

(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

(注1) 特定組合員を認めない組合にあっては、第1項1号中の()書き及び第4項を削除すること。

(注2) 組合員名簿を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの。以下同じ。)をもって作成するときは、本条を次のように記載すること。ただし、特定組合員を認めない場合には、(注1)に留意すること。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第15条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 氏名(特定組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数)及び住所又は居所

(2) 加入の年月日

(3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 特定組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

(1) 名称及びその代表者名又は事業を行う場所を変更したとき

(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

(会計帳簿等の閲覧等)

第16条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料(電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。)の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

(注) 総組合員の同意の割合については、100分の3を下回る割合を定めることが

できるので、100分の3を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第17条 出資1口の金額は、 円とする。

(注1) 出資1口の金額は、組合の事業規模等を考慮して、適宜定めること。

(注2) 出資最低口数を設ける組合にあっては、本条を次のように記載すること。

(出資1口の金額及び最低出資口数)

第15条 出資1口の金額は、 円とする。

2 組合員は、 口以上を持たなければならない。

(出資の払込み)

第18条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(注) 分割払込制をとる組合にあっては、本条を次のように記載すること。この場合において、出資第1回の払込金額は、1口につき、その金額の4分の1を下らないようにすること。

(出資の払込み)

第18条 出資第1回の払込金額は、1口につき 円とする。

2 出資の払込みは、払込みの金額、期日及び方法を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

3 本組合は、組合員が出資の払込みを終わるまでは、その組合員の払込済出資額に応じて配当すべき剰余金をその払込みに充てることができる。

(現物出資)

第19条 本組合に現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数は、別表のとおりとする。

(注) 役員選出の方法として選任制をとる組合にあっては、本条中「別表」を「別表1」、第29条中「別表」を「別表2」と書き替えること。

(延滞金)

第20条 本組合は、組合員が本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利 %の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第21条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、円未満の端数は切り捨てるものとする。

(注1) これは、持分の計算について改算方式をとる場合の規定であるが、加算方式を採用する場合は、次のように記載すること。

(持分)

第21条 組合員の持分は、次の基準により算定する。

(1) 出資金については、各組合員の出資額により算定する。

(2) 資本準備金については、各組合員の出資額により事業年度末ごとに算定加算する。

(3) 法定利益準備金、特別積立金及びその他の積立金については、各組合員が本組合の事業に従事した程度に応じて、事業年度末ごとに算定加算する。

(4) 繰越利益又は繰越損失については、各組合員の出資額により算定する。

(5) 土地等の評価損益については、各組合員の出資額により事業年度末ごとに算定し加算又は減算する。

2 準備金又は積立金により損失のてん補をしたときは、その損失をてん補した科目の金額において有する各組合員の持分の割合に応じてそのてん補分を算定し、その持分を減算する。第51条第2項ただし書の規定又は総会の議決により、特別積立金又はその他の積立金を損失のてん補以外の支出に充てた場合も同様である。

3 本組合の財産が、出資額より減少したときの持分は、各組合員の出資額により算定する。

4 持分の算定に当たっては、円未満の端数は切り捨てるものとする。

(注2) 分割払込制をとる組合にあっては、「出資金」又は「出資額」とあるのは「払込済出資金」又は「払込済出資額」と書き替えること。

(注3) 土地等の評価は、時価評価とし、その評価方法については、あらかじめ規約等で定めておくこと。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第22条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 人以上 人以内
- (2) 監事 人以上 人以内

(注1) 理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上であるが、単に「人以上」又は「人以内」と記載しないこと。

(注2) 定数の上限と下限の幅は、できるだけ少なくすること。

(注3) 定数の上限と下限の差が1名のときは、「人又は人」と記載すること。

(役員任期)

第23条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 年又は任期中の第 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 回目の通常総会が 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。
- (2) 監事 年又は任期中の第 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 回目の通常総会が 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。

- 2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(注1) 役員任期は、理事については2年、監事については4年を超えることができないので、それぞれの範囲で適宜定めること。

(注2) 監事の職務(第27条)について、会計監査に関するものに限定する旨の規定から、業務監査権限を与える旨の規定に変更した場合、監事の任期は定款変更の効力が生じたときに満了するので、注意すること。

(員外監事)

第24条 監事のうち、組合員でない者は 人を超えることができない。

(注1) 員外監事の員数は第22条に定める監事の定数の範囲内において、適宜確定数を記載すること。

(注2) 員外監事を認めない組合にあっては、本条を次のように記載すること。
(監事の要件)

第24条 本組合の監事は、組合員でなければならない。

(理事長、副理事長及び専務理事の選出)

第25条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選出する。

(注1) 副理事長制や専務理事制をとらない組合にあつては、適宜、該当箇所を削除すること。

(注2) 副理事長を2人以上置く組合にあつては、第1項中「1人を副理事長」とあるのは「 人を副理事長」と改めて書き替えること。

(代表理事の職務等)

第26条 理事長を代表理事とする。

2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。

5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。

6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。

7 本組合は、代表理事以外の理事に、副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第27条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(注1) 本条は、監事の職務を会計に関するものに限定している組合についての規定である。

(注2) 監事に理事の業務監査権限を与える組合にあつては、次のように記載すること。

(監事の職務)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、いつでも、理事及び参事、会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第28条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない

(役員選挙)

第29条 役員は、総会において選挙する。

2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。

5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(備考1) 役員選挙について指名推選の方法をとらない組合であって、候補者制をとるものは、本条を次のように記載すること。ただし、員外監事を認めない場合にあつては、第1項第2号の規定を削除する。また、指名推選の方法をとらない組合であつて、候補者制をとらないものは、第1項を「役員は、総会において選挙する」と書き替えるとともに、第4項の規定を記載しないこと。

(役員選挙)

第29条 役員は、次に掲げる者のうちから、総会において選挙する。

(1) 組合員又は組合員たる法人の役員であつて、立候補し、又は理事会若しくは 人以上の組合員から推薦を受けた者

(2) 組合員又は組合員たる法人の役員でない者であつて、理事会若しくは 人以上の組合員から推薦を受けた者

(注) 推薦制をとる場合にも立候補制を併用すること。

2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第1項の規定による立候補者又は推薦を受けた者の数が選挙すべき役員の数を超えないときは、投票を行わず、その者を当選人とする。

(備考2) 投票を単記式によって行う組合にあっては、第2項中「連記式無記名投票」とあるのは「単記式無記名投票」と書き替えること。

(備考3) 役員を選出につき選任の方法をとる組合にあっては、本条を次のように記載すること。

(役員を選任)

第29条 役員を選任は、総会の議決による。

2 前項の議決は、推薦会議において推薦された者(以下「候補者」という。)について行う。

3 推薦会議は、別表に掲げる地域毎に同表に掲げる人数の推薦委員をもって構成する。

4 推薦委員は、前項の地域に属する組合員を代表するものとして当該地域に属する組合員の過半数の承認を得て選出する。

5 推薦会議が役員候補者を決定する場合は、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。

6 第1項の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。

7 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあっては、第1項の議決は、候補者を区分して行ってはならない。

8 役員を選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。

(注1) 推薦会議の構成員は、「地域」によるほか「業種」、「規模」等組合員を適切に代表しうる妥当な基準に基づき定款で定める区分毎に選出してよい。

(注2) 推薦会議の構成員を選挙により選出する組合にあっては、「当該地域に属する組合員の過半数の承認を得て選出する」を「当該地域に属する組合員による選挙により選出する」と書き替えるものとする。

(理事及び監事の報酬)

第30条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(注1) 理事と監事の報酬は総会において一括して定めず、理事と監事を区分して定めること。

(注2) 理事、監事の報酬を定款に定めることもできる。

(理事及び監事の報酬)

第30条 理事及び監事の報酬は、理事については総額 円以内、監事に

については総額 円以内とする。

(役員 の 責任免除)

第31条 本組合は、理事会の決議により、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第38条の2第9項において準用する会社法第426条第1項の規定により、法及び主務省令に定める限度において役員 の責任を免除することができる。

(注) 本規定は、監事に理事の業務監査権限を与えない組合は規定することができないので削除すること。

(員外監事 と の 責任限定契約)

第32条 本組合は、員外監事と法第38条の2第9項において準用する会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は 円以内とする。

(顧 問)

第33条 本組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事 及び 会計主任)

第34条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。

3 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(注) 総組合員の同意の割合については、10分の1を下回る割合を定めることができるので、10分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(職 員)

第35条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会及び理事会

(総会 の 招集)

第36条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後 月以内に、臨時総会は必要があるときはいつで

も、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(注) 通常総会の開催時期に関する組合法上の規定は存在しないため、毎事業年度終了後3か月以内に招集する旨の規定を置くことも可能である。その場合は、税法など他法令に留意する必要がある。これまで多くの組合では「毎事業年度終了後2月以内に通常総会を開催する旨」を規定しているが、これは法人税法上の確定申告の期限との整合性から規定しているものと考えられる。したがって、法人税法第75条の2(確定申告書の提出期限の延長の特例)及び法人税基本通達17-1-4(申告書の提出期限の延長の特例の適用がある法人)に該当する場合であって、確定申告の提出期限の延長が可能な場合には、別途対応が必要となる。

(総会招集の手続)

第37条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所(電子メールアドレスを含む。)」と読み替えるものとする。

6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める(以下同じ。)

7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

(注) 総会の招集については、会日の10日前を下回る期間を定款で定めることができるので、10日前を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

(臨時総会の招集請求)

第38条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする

組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

- 2 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(注) 臨時総会の招集請求については、総組合員の5分の1を下回る割合を定款で定めることができるので、5分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第39条 組合員は、第37条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 代理人が代理することができる組合員の数は、 人以内とする。
- 3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
- 4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(注1) 役員を選出について、選任の方法をとる組合にあっては、本条第1項中の「又は選挙権」を削除すること。

(注2) 本条第2項の人数は、組合の実情に応じ、4人までの範囲内において適宜定めること。

(総会の議事)

第40条 総会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議長)

第41条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

(緊急議案)

第42条 総会においては、出席した組合員(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り、第37条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とするこ

とができる。

(総会の議事録)

第43条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果 (議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

(注) 第 2 項 (10) 中の「総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果」は、監事に業務監査権限を与える組合における規定であり、(11) は、監事の職務を会計に関するものに限定する組合における規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

(理事会の招集権者)

第44条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項 を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(注) 理事会の招集権者については、各理事が招集することとする旨を定めることも可能である。

(理事会の招集手続)

第45条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 3 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

(注1) 理事会の招集手続については、1週間を下回る期間を定款で定めることができる。

(注2) 監事に業務監査権限を与える組合は、第1項中の「各理事」を「各理事及び各監事」に、第2項中の「理事」を「理事及び監事」に、第3項中の「希望する理事」を「希望する理事及び監事」に書き換えること。

(理事会の決議)

第46条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(注1) 理事会の定足数について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(注2) 理事会の決議要件について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(理事会の議長及び議事録)

第47条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。
- 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 出席組合員の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
- (10) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要
- (11) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
- (12) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
- (13) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）

招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

監事の請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合

組合員の請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

の事項の提案をした理事の氏名

理事会の決議があったものとみなされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項
理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
理事会への報告を要しないものとされた日
議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(注) 第3項(10)(13)、は、監事に理事の業務監査権限を与える組合に対する規定であり、(6)(11)(13)、は、監事の職務を会計に関するものに限定している組合に対する規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

第7章 会 計

(事業年度)

第48条 本組合の事業年度は、毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

第49条 本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金(ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第51条において同じ。)の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本準備金)

第50条 本組合は、減資差益(第13条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(注1) これは、持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて各組合員の出資額を限度とする組合及び持分の計算について加算方式をとる組合の規定である。

それ以外の持分払戻し方法をとる組合については、次のように記載すること。

(資本準備金)

第50条 本組合は、加入金、増口金及び減資差益(第13条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(注2) 分割払込制をとる組合にあつては、本条中「第13条」とあるのは「第13条

第1項」と書き替えること。

(特別積立金)

第51条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(配当又は繰越し)

第52条 毎事業年度の利益剰余金(毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額)に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したのち、第49条の規定による法定利益準備金及び前条の規定による特別積立金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第53条 前条の配当は、次の順序に従い、総会の議決を経て行うものとする。

(1) 年2割を超えない範囲内において出資額に応じてするもの

(2) 組合員が本組合の事業に従事した程度に応じてするもの

2 配当金の計算については、第21条第2項(持分)の規定を準用する。

(注1) 分割払込制をとる組合にあっては、第1項中「出資額」とあるのは「払込済出資額」と書き替え、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加えること。

2 払込済出資額に応じてする配当金は、組合員が出資の払込みを終わるまでは、その払込みに充てるものとする。

(注2) 組合員資格として特定組合員を認める場合には、本条第1項第2号を次のように記載すること。

(2) 個人組合員が本組合の事業に従事した程度に応じてするもの

(損失金の処理)

第54条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第55条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

附 則

- 1 設立当時の役員の任期は、第23条の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。
- 2 最初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、本組合の成立の日から 年 月 日までとする。

(別 表)

出資財産名	価 格	与える出資口数	氏 名

(別 表)

地 域	定 数

(備考) 賛助会員制をとる組合にあっては、「第7章 会計」を「第8章 会計」とし、第7章見出しを「第7章 賛助会員」として、次のように記載すること。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

- 第48条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、中小企業等協同組合法に定める組合員には該当しないものとする。
- 2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

協業組合定款参考例

協業組合定款参考例

全国中小企業団体中央会

制定 平成12年 4月11日 12全中発第 20号
改正 平成13年 3月28日 12全中発第1952号
改正 平成15年 2月 1日 14全中発第1139号
改正 平成18年 7月 5日 18全中発第 422号
改正 平成19年 3月23日 18全中発第1777号

協業組合定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、業の事業活動についての協業を図ることにより、企業規模の適正化による生産性の向上等を効率的に推進し、その共同の利益を増進することを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、協業組合と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本組合は、主たる事務所を 市(町村)に置く。

2 本組合は従たる事務所を下記に置く。

事務所 市(町村)

事務所(工場) 市(町村)

(公告方法)

第4条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(注1) 公告方法については、組合の掲示場に掲示する方法に加え、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙、電子公告のいずれかの方法によることが

できる。なお、電子公告を公告方法とする場合には、法務大臣の登録を受けた調査機関の調査を受けなければならないが、その料金を負担する必要があるが、官報公告と併せて行うことにより、債権者保護手続が要求される場合に個別催告の省略が認められる。また、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法についても記載しておく必要がある。

電子公告を公告方法とする場合には、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

(注2) 掲載する新聞の発行地を特定する場合は、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、 県(都道府)において発行する 新聞に掲載してする。

(規約)

第5条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る)に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第4条の規定に基づき公告するものとする。

(注1) 第3項中の組合員に対する周知方法は、組合によって適宜、選択すること。

(注2) 第3項を採用しない場合には削除すること。

第2章 事 業

(事業)

第6条 本組合は、次の事業を行う。

(1) の製造(販売)

- (2) 前号の事業に関連する事業
 - (3) 前各号の事業に附帯する事業
-

(注) 事業の種類は、関連事業ともに具体的に列挙すること。

第3章 組 合 員

(組合員となる資格)

第7条 本組合の組合員となる資格を有する者は、加入時において、業の生産（販売、役務、加工等）の事業の全部又は一部の事業を営む中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下「法」という。）第5条に規定する中小企業者とする。

(注) 中小企業者以外の者にも組合員となる資格を与えるときは、本条を次のように記載すること。

(組合員となる資格)

第7条 本組合の組合員となる資格を有する者は、加入時において、業の生産（販売、役務、加工等）の事業の全部又は一部の事業を営む者とする。

(加 入)

第8条 組合員となる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

- 2 本組合に加入しようとする者は、その事業を本組合に協業する旨を記載した加入申込書を提出しなければならない。
- 3 本組合は、加入の申込みがあったときは、総会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第9条 前条第3項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(注1) 本条は、持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻し

について各組合員の出資額を限度とする組合及び持分の計算について加算方式をとる組合の規定方法である。持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて全額払戻し又は各組合員の出資額以上を払い戻す組合にあっては、本条の見出しを「(加入者の出資払込み及び加入金)」と改め、第2項、第3項を追加すること。

(加入者の出資払込み及び加入金)

第9条 前条第3項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

2 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3 加入金の額は、総会において定める。

(注2) 分割払込制をとる組合にあっては、第1項本文中「出資の全額の払込み」とあるのは、「出資口数に応じ、他の組合員の払込済出資額と同額の払込み」と書き替えること。

(承継加入)

第10条 死亡した組合員の相続人の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

3 解散した組合員たる法人が解散のときにその法人を代表する役員であった者の1人に対しその有する持分の払戻しを請求する権利の全部を譲り渡し、かつ、当該役員であった者が解散の日から30日以内に加入の申出をした場合において、本組合の承諾を得たときは、解散のときに組合員になったものとみなし、その解散した法人の解散した時における持分についての権利義務を承継する。

4 本組合は、前項の規定による加入の申出があったときは、総会においてその諾否を決する。

(競業の禁止)

第11条 組合員は、総会の承認を得なければ、本組合の行う事業の部類に属する事業の全部若しくは一部を行い、又は本組合の行う事業の部類に属する事業の全部若しくは一部を行う他の法人の役員になってはならない。

2 前項の規定は、組合員たる法人の役員に準用する。

(除名)

第12条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 出資の払込み、その他組合に対する義務を怠った組合員又は前条第1項の規定に違反した組合員(法人たる組合員であつて、その役員が同条第2項において準用する同条第1項の規定に違反したものを含む。)
- (2) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (3) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払戻し)

第13条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額(本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額)を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注1) 本条は、持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて各組合員の出資額を限度とする組合の規定である。

なお、分割払込制をとる組合にあつては、本条を次のように記載すること。

(脱退者の持分の払戻し)

第13条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する払込済出資額(本組合の財産が払込済出資総額より減少したときは、当該払込済出資額から当該減少額を各組合員の払込済出資額に応じて減額した額)を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注2) 持分の計算について全額払戻しを行う組合にあつては、本条を次のように記載すること。

(脱退者の持分の払戻し)

第13条 組合員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注) 分割払込制をとる組合にあつては、第2項として次の規定を加えること。

- 2 本組合の財産をもって、本組合の債務を完済するに足りないときは、脱退した組合員は、その出資口数に応じ、未払込出資額を

限度として、損失額の払込みをしなければならない。

(注3) 各組合員の出資額を限度とする方法以外の方法により持分の一部の払戻しを行う組合にあっては、払戻額の内容に応じて適宜記載すること。

ただし、これらの組合にあっては、各組合員の出資額(組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額)を払戻額の下限とすること。

(持分の譲渡し等)

第14条 組合員はその持分を譲り渡す場合は、本組合に申し出て総会の承認を得ることを要する。この場合において、本組合は申出のあった日から30日以内に総会を開催しなければならない。ただし、他の組合員に譲渡する場合であって理事会の承認を得たときはこの限りでない。

2 組合員でない者は、持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 組合員は、第1項の総会又は理事会の承認を得られないときは、同項の申出の日が事業年度の末日の90日前までのときは、当該事業年度の終わりにおいて、90日以内の時は次の事業年度の終わりにおいて当該持分に応ずる出資口数の減少(当該持分が当該組合員の持分の全部であるときは、脱退)を本組合に請求することができる。

4 前項の出資口数の減少(又は脱退)については、前条(脱退者の持分の払戻し)の規定を準用する。

5 組合員がその持分の全部をその推定相続人の1人に譲り渡すときは、第7条の規定にかかわらず、当該推定相続人は、組合員となる資格を有する者とみなす。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第15条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名又は名称(法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数)及び住所又は居所

(2) 加入の年月日

(3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつ

でも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならぬ。

- (1) 氏名及び名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
- (3) 資本金の額又は出資の総額が 円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 人を超えたとき

(注) 組合員名簿を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの。以下同じ。）をもって作成するときは、本条を次のように記載すること。

（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等）

第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所

(2) 加入の年月日

(3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

(1) 氏名及び名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき

(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

(3) 資本金の額又は出資の総額が 円を超え、かつ、常時使用する従

業員の数が 人を超えたとき

(会計帳簿等の閲覧等)

第16条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

(注) 総組合員の同意の割合については、100分の3を下回る割合を定めることができるので、100分の3を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第17条 出資1口の金額は、 円とする。

(注) 出資1口の金額は、組合の事業規模等を考慮して、適宜定めること。

(出資の払込み)

第18条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(注) 分割払込制をとる組合にあっては、本条を次のように記載すること。この場合において、出資第1回の払込金額は、1口につき、その金額の4分の1を下らないようにすること。

(出資の払込み)

第18条 出資第1回の払込金額は、1口につき 円とする。

2 出資の払込みは、払込みの金額、期日及び方法を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

3 本組合は、組合員が出資の払込みを終わるまでは、その払込済出資額に応じて配当すべき剰余金をその払込みに充てることができる。

(現物出資)

第19条 本組合に現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数は、別表のとおりとする。

(延滞金)

第20条 本組合は、組合員が出資の払込みその他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで、年利 %の割合で延滞金を徴収することができる。

(持 分)

第21条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、 円未満の端数は切り捨てるものとする。

(注1) これは、持分の計算について改算方式をとる場合の規定であるが、加算方式を採用する場合は、次のように記載すること。

(持 分)

第21条 組合員の持分は、次の基準により算定する。

- (1) 出資金については、各組合員の出資額により算定する。
 - (2) 資本準備金については、各組合員の出資額により事業年度末ごとに算定加算する。
 - (3) 法定利益準備金、特別積立金及びその他の積立金については、各組合員の出資額により事業年度末ごとに算定加算する。
 - (4) 繰越利益又は繰越損失については、各組合員の出資額により算定する。
 - (5) 土地等の評価損益については、各組合員の出資額により事業年度末ごとに算定し加算又は減算する。
- 2 準備金又は積立金により損失のてん補をしたときは、その損失をてん補した科目の金額において有する各組合員の持分の割合に応じてそのてん補分を算定し、その持分を減算する。第51条第2項ただし書の規定又は総会の議決により、特別積立金又はその他の積立金を損失のてん補以外の支出に充てた場合も同様である。
- 3 本組合の財産が、出資額より減少したときの持分は、各組合員の出資

額により算定する。

4 持分の算定に当たっては、円未満の端数は切り捨てるものとする。

(注2) 分割払込制をとる組合にあっては、「出資金」又は「出資額」とあるのは「払込済出資金」又は「払込済出資額」と書き替えること。

(注3) 土地等の評価は、時価評価とし、その評価方法については、あらかじめ規約等で定めておくこと。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第22条 役員の数、次のとおりとする。

(1) 理事 人以上 人以内

(2) 監事 人以上 人以内

(注1) 理事の数は3人以上、監事の数は1人以上であるが、単に「人以上」又は「人以内」と記載しないこと。

(注2) 数の上限と下限の幅は、できるだけ少なくすること。

(注3) 数の上限と下限の差が1名のときは、「人又は人」と記載すること。

(役員の任期)

第23条 役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 年又は任期中の第 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 回目の通常総会が 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。

(2) 監事 年又は任期中の第 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 回目の通常総会が 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。

2 補欠(数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出され

た役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(注1) 役員の任期は、理事については2年、監事については4年を超えることができないので、それぞれの範囲で適宜定めること。

(注2) 監事の職務(第27条)について、会計監査に関するものに限定する旨の規定から、業務監査権限を与える旨の規定に変更した場合、監事の任期は定款変更の効力が生じたときに満了するので、注意すること。

(員外理事)

第24条 理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、 人を超えることができない。

(注) 員外理事の員数は第22条第1項第1号に定める理事の定数の下限の3分の1以内において、適宜確定数を記載すること。

(注2) 員外役員を認めない組合にあっては、本条を次のように記載すること。

(役員要件)

第24条 本組合の役員は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

(理事長、副理事長及び専務理事の選出)

第25条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選出する。

(注1) 副理事長制や専務理事制をとらない組合にあっては、適宜、該当箇所を削除すること。

(注2) 副理事長を2人以上置く組合にあっては、第1項中「1人を副理事長」とあるのは「 人を副理事長」と改めて書き替えること。

(代表理事の職務等)

第26条 理事長を代表理事とする。

2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
 - 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。
 - 5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
 - 6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
 - 7 本組合は、代表理事以外の理事に、副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。
-

(監事の職務)

- 第27条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
-

(注1)本条は、監事の職務を会計に関するものに限定している組合についての規定である。

(注2)監事に理事の業務監査権限を与える組合にあっては、次のように記載すること。

(監事の職務)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び参事、会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
-

(理事の忠実義務)

第28条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第29条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者の議決権過半数の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とすることがどうかを総会にはかり、出席者の議決権数の3分の2以上の同意があった者をもって当選人とする。
- 7 本組合は、2人以上の理事の選挙を目的とする総会においては累積投票を採用しない。

(注1) 役員選挙について指名推選の方法をとらない組合にあっては、本条を次のように記載すること。

(役員選挙)

第29条 役員選挙は、総会において、連記式無記名投票によって行う。

- 2 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

(注2) 投票を単記式によって行う組合にあっては、第2項中「連記式無記名投票」とあるのは「単記式無記名投票」と書き替えること。

(注3) 役員選挙について、出資口数に比例した選挙権を与える組合が累積投票制度を採用する場合は、本条を次のように記載すること。

(役員選挙)

第29条 役員選挙は、総会において、単記式無記名投票によって行う。

- 2 各組合員は、2人以上の理事の選挙を目的とする総会の5日前に本組合に対し書面をもって累積投票によるべきことを請求できる。この場合、議長は議決に先だち、累積投票である旨を宣告するものとする。
- 3 各組合員は、1選挙権につき選挙される理事の数と同数の選挙権を有する。この場合において各組合員は、1人のみに投票し、又は2人以上に投票してその選挙権を行使することができる。
- 4 前項の投票における場合は、投票の最多数を得た者より順次役員に選

任されるものとする。

(理事及び監事の報酬)

第30条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(注 1) 理事と監事の報酬は総会において一括して定めず、理事と監事を区分して定めること。

(注 2) 理事、監事の報酬を定款に定めることもできる。

(理事及び監事の報酬)

第30条 理事及び監事の報酬は、理事については総額 円以内、監事については総額 円以内とする。

(役員の実任免除)

第31条 本組合は、理事会の決議により、法第5条の23第3項において準用する会社法第426条第1項の規定により、法及び主務省令に定める限度において役員の実任を免除することができる。

(注) 本規定は、監事に理事の業務監査権限を与えない組合は規定することができないので削除すること。

(員外理事及び員外監事との責任限定契約)

第32条 本組合は、員外理事及び員外監事と法第5条の23第3項において準用する会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は 円以内とする。

(顧問)

第33条 本組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第34条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

- 2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。
 - 3 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。
-

(注) 総組合員の同意の割合については、10分の1を下回る割合を定めることができるので、10分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第35条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後 月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。
-

(注) 通常総会の開催時期に関する組合法上の規定は存在しないため、毎事業年度終了後3か月以内に招集する旨の規定を置くことも可能である。その場合は、税法など他法令に留意する必要がある。これまで多くの組合では「毎事業年度終了後2月以内に通常総会を開催する旨」を規定しているが、これは法人税法上の確定申告の期限との整合性から規定しているものと考えられる。したがって、法人税法第75条の2(確定申告書の提出期限の延長の特例)及び法人税基本通達17-1-4(申告書の提出期限の延長の特例の適用がある法人)に該当する場合であって、確定申告の提出期限の延長が可能な場合には、別途対応が必要となる。

(総会招集の手続)

第36条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。
- 3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであっ

たときに到達したものとみなす。

- 4 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
- 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。
- 6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。
- 7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

（注）総会の招集については、会日の10日前を下回る期間を定款で定めることができるので、10日前を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

（臨時総会の招集請求）

- 第37条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。
- 2 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

（注）臨時総会の招集請求については、総組合員の5分の1を下回る割合を定款で定めることができるので、5分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

（議決権及び選挙権）

- 第38条 組合員は、それぞれの出資持口数に を加えた議決権及び選挙権を有する。

（注1）加えるべき平等割りの議決権数は、総出資口数を組合員の数で除し、その商より小さくない整数をもって平等割りの議決権数とする。

（注2）出資割りの議決権の併用をしない組合にあっては、本条を次のように記載すること。

(議決権及び選挙権)

第38条 組合員は、各 1 票の議決権及び選挙権を有する。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第39条 組合員は、第36条第 1 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる組合員の数は、 人以内とする。

3 組合員は、第 1 項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(注) 本条第 2 項の人数は、組合の実情に応じ、 4 人までの範囲内において適宜定めること。

(総会の議事)

第40条 総会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、議決権の総数の過半数に当たる議決権を有する組合員が出席し、その議決権の過半数で決するものとする。

(総会の議長)

第41条 総会の議長は、総会ごとに出席した組合員のうちから選任する。

(緊急議案)

第42条 総会においては、議決権の総数の過半数に当たる議決権を有する組合員(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。) が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数の同意を得たときに限り、第36条第 1 項の規定により、あらかじめ通知のあった事項以外の事項について議案とすることができる。

(総会の議事録)

第43条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 議決権の総数及び出席者の議決権総数
- (6) 出席理事の氏名
- (7) 出席監事の氏名
- (8) 議長の氏名
- (9) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (10) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (11) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (12) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

(注) 第2項(11)中の「総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果」は、監事に業務監査権限を与える組合における規定であり、(12)は、監事の職務を会計に関するものに限定する組合における規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

(理事会の招集権者)

第44条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(注) 理事会の招集権者については、各理事が招集することとする旨を定めること

も可能である。

(理事会の招集手続)

第45条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

(注1) 理事会の招集手続については、1週間を下回る期間を定款で定めることができる。

(注2) 監事に業務監査権限を与える組合は、第1項中の「各理事」を「各理事及び各監事」に、第2項中の「理事」を「理事及び監事」に、第3項中の「希望する理事」を「希望する理事及び監事」に書き換えること。

(理事会の決議)

第46条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(注1) 理事会の定足数について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(注2) 理事会の決議要件について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(理事会の議長及び議事録)

第47条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 招集年月日

(2) 開催日時及び場所

(3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

(4) 出席理事の氏名

(5) 出席監事の氏名

(6) 出席組合員の氏名

(7) 議長の氏名

(8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名

(9) 議事の経過の要領及びその結果 (議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)

(10) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要

(11) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要

(12) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要

(13) その他 (理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨)

招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

監事の請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合

組合員の請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

の事項の提案をした理事の氏名

理事会の決議があったものとみなされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

理事会への報告を要しないものとされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(注) 第3項(10)、(13)、は、監事に理事の業務監査権限を与える組合に対する規定であり、(6)、(11)、(13)、は、監事の職務を会計に関するものに限定している組合に対する規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

第7章 会 計

(事業年度)

第48条 本組合の事業年度は、毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

第49条 本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の

金額。以下、第52条において同じ。)の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本準備金)

第50条 本組合は、減資差益(第13条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(注1)これは、持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて各組合員の出資額を限度とする組合及び持分の計算について加算方式をとる組合の規定である。

それ以外の持分払戻し方法をとる組合については、本条を次のように記載すること。

(資本準備金)

第50条 本組合は、加入金、増口金及び減資差益(第13条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(注2)分割払込制をとる組合にあつては、本条中「第13条」とあるのは「第13条第1項」と書き替えること。

(特別積立金)

第51条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(配当又は繰越し)

第52条 毎事業年度の利益剰余金(毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額)に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第50条の規定による法定利益準備金及び前条の規定による特別積立金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第53条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額に応じてするものとする。

2 配当金の計算については、第21条第2項(持分)の規定を準用する。

(注1) 法第5条の20は、定款で別段の定めをおくことができるので、客観的に平等な配分方法をとるならば、例えば剰余金の一定割合について「協業組合との取引の分量に応ずる配当」、「組合員割りの配当」、「協業組合に従事した分量に応ずる配当」を加味することもさしつかえない。

(注2) 分割払込制をとる組合にあっては、第1項中「出資額」とあるのは「払込済出資額」と書き替え、第2項を第3項とし第1項の次に次の1項を加える。

2 払込済出資額に応ずる配当金は、組合員が出資の払込みを終わるまでは、その払込みに充てるものとする。

(損失金の処理)

第54条 損失金のおん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第55条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

附 則

1 設立当時の役員の任期は、第23条の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。

2 最初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、本組合の成立の日から 年 月 日までとする。

(別 表)

出資財産名	価 格	与える出資口数	氏 名

(備考) 賛助会員制をとる組合にあつては、「第7章 会計」を「第8章 会計」とし、第7章見出しを「第7章 賛助会員」として、次のように記載すること。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第48条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

商工組合定款參考例（出資組合）

商工組合定款参考例（出資組合）

全国中小企業団体中央会

制定 平成12年 4月11日 12全中発第 20号
改正 平成13年 3月28日 12全中発第1952号
改正 平成15年 2月 1日 14全中発第1139号
改正 平成18年 7月 5日 18全中発第 422号
改正 平成19年 3月23日 18全中発第1777号

商工組合定款

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本組合は、業の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行い、これらの者の公正な経済活動の機会を確保することを目的とする。

（名 称）

第2条 本組合は、工業組合と称する。

（注）資格事業が工業、鉱業（土石採取業を含む。）又は建設業以外の業種に属するときは、「工業組合」とあるのは、「商業組合」と書き替えること。

（地 区）

第3条 本組合の地区は、の区域とする。

（事務所の所在地）

第4条 本組合は、事務所を市（町村）に置く。

（注1）主たる事務所は、組合の地区内に置くこと。

（注2）従たる事務所を置く場合は、本条を次のように記載すること。

（事務所の所在地）

第4条 本組合は、主たる事務所を市（町村）に、従たる事務所を市（町村）に置く。

(公告方法)

第 5 条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(注 1) 公告方法については、組合の掲示場に掲示する方法に加え、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙、電子公告のいずれかの方法によることができる。なお、電子公告を公告方法とする場合には、法務大臣の登録を受けた調査機関の調査を受けなければならないが、その料金を負担する必要があるが、官報公告と併せて行うことにより、債権者保護手続が要求される場合に個別催告の省略が認められる。また、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法についても記載しておく必要がある。

電子公告を公告方法とする場合には、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第 5 条 本組合の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

(注 2) 掲載する新聞の発行地を特定する場合は、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第 5 条 本組合の公告は、 県 (都道府) において発行する 新聞
に掲載してする。

(規約)

第 6 条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正 (条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る) に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第 5 条の規定に基づき公告するものとする。

(注 1) 第 3 項中の組合員に対する周知方法は、組合によって適宜、選択すること。

(注 2) 第 3 項を採用しない場合には削除すること。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 7 条 本組合は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 業に関する指導及び教育

- (2) 業に関する情報又は資料の収集及び提供
 - (3) 業に関する調査研究
- 2 本組合は、第 1 項に掲げる事業のほか、次の事業を行う。
- (1) 組合員の取り扱う 品 (原材料を含む。以下同じ。)の共同生産
 - (2) 組合員の取り扱う 品の共同加工
 - (3) 組合員の取り扱う 品の共同販売
 - (4) 組合員の取り扱う 品の共同購買
 - (5) 組合員の取り扱う 品の共同保管
 - (6) 組合員の取り扱う 品の共同運送
 - (7) 組合員の取り扱う 品の共同検査
 - (8) 組合員の取り扱う 品の共同受注
 - (9) 組合員の取り扱う 品の共同宣伝
 - (10) 組合員の取り扱う 品の市場開拓
 - (11) 組合員の事業に関する の研究開発
 - (12) 組合員の新たな事業分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓
 - (13) 組合員のためにする共同労務管理
 - (14) 組合員に対する事業資金の貸付け (手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ
 - (15) 商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、銀行、信用金庫、信用協同組合に対する組合員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任を受けてする組合員に対するその債権の取立て
 - (16) 組合員の 事業に係る に関する債務の保証
 - (17) 中小企業倒産防止共済事業に関する受託業務
 - (18) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 章の規定による労働保険事務組合としての業務
 - (19) 前号の事業のほか、組合員の福利厚生に関する事業
 - (20) 組合員の寄託物についての倉荷証券の発行
 - (21) 組合員の取り扱う 品についての前払式証票 (商品券) の発行
 - (22) 前各号の事業に附帯する事業
- 3 前項第16号に掲げる債務保証事業の内容及び実施に関する事項は、規約で定める。
- 4 第 2 項第19号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は 万円を超えてはならないものとする。
- 5 本組合は、その事業に関し、組合員のためにする組合協約を締結することができる。

(注 1) 実施を予定していない事業は、記載しないこと。

(注 2) 第 2 項に掲げる共同経済事業は、第 1 項に掲げる事業とともにする場合にのみ行うことができ、共同経済事業だけを行うことはできない。

- (注3) 事業の記載に当たっては、実施する共同事業の内容に即して明確な表現で具体的に列挙すること。
- (注4) 建設工事業等にあつては、第2項第8号を「組合員の行う建設工事等の共同受注」と記載すること。
- (注5) 第2項第11号の「」には、技術、製品、デザイン等を具体的に記載すること。
- (注6) 第2項第15号の金融機関は、組合員の取引の実情に応じて加減すること。
- (注7) 第2項第16号の「組合員の事業」には組合員たる資格に係る事業を、また、「に関する債務」には組合が保証する債務の内容を、それぞれ具体的に記載すること。
- (注8) 第2項第22号の()内には、発行する前払式証票の具体的内容(商品券、プリペイド・カード等)を記載すること。
- (注9) 第4項の規定は、給付事由毎に給付金額が10万円を超えない範囲内で記載すること。
-

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、本組合の地区内において 製品の生産の事業を営む中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号。以下「法」という。)第5条に規定する中小企業者とする。

(備考1) 「 製品の生産」とあるのは、資格事業が加工業のときは「 加工」と、資格事業が商業のときは「 商品の販売」と、資格事業がサービス業のときは「 役務の提供」と書き替えること。

(備考2) 中小企業者以外の者にも組合員たる資格を与えるときは、この条文を次のように記載すること。

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の一に掲げる事業者とする。

(1) 地区内において 品の生産の事業を営む者

(2) 地区内において 製品の生産の事業を行う事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会

(注1) 第2号には、中小企業団体の組織に関する法律施行令(昭和33年政令第45号)第2条に規定する事業を行う中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第11条第2

号に掲げる組合であって、組合員たる資格を与えようとする者のみを掲げること。

(注2) 「製品の生産」とあるのは、資格事業が加工業のときは「加工」と、資格事業が商業のときは「商品の販売」と、資格事業がサービス業のときは「役務の提供」と書き替えること。

(備考3) 商店街商業組合にあっては、本条を次のように記載すること。

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、本組合の地区内において小売業又はサービス業を営む者とする。

(注) 中小企業者のみに組合員たる資格を与えるときは、「営む者」とあるのは、「営む中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号。以下「法」という。)第5条に規定する中小企業者」と書き替えること。

(加入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第2項の承諾を得た者(第21条ただし書の承諾を得た者を除く。)は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(注1) 本条は、持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて各組合員の出資額を限度とする組合及び持分の計算について加算方式をとる組合の規定である。持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて全額払戻し又は各組合員の出資額以上を払い戻す組合にあっては、本条の見出しを「(加入者の出資払込み及び加入金)」と改め、第2項、第3項を追加すること。

(加入者の出資払込み及び加入金)

第10条 前条第2項の承諾を得た者(第21条ただし書の承諾を得た者を除く。)は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

2 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3 加入金の額は、総会において定める。

(注2) 分割払込制をとる組合にあっては、第1項本文中「出資の全額の払込み」とあるのは、「出資口数に応じ、他の組合員の払込済出資額と同額の払込み」と書き替えること。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(注) 本条の日数は、90日以上1年以内の範囲内で適宜記載すること。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払戻し)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額(本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額)を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注1) 本条は、持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて各組合員の出資額を限度とする組合の規定である。

なお、分割払込制をとる組合にあっては、本条を次のように記載すること。

(脱退者の持分の払戻し)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する払込済出資額（本組合の財産が払込済出資総額より減少したときは、当該払込済出資額から当該減少額を各組合員の払込済出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注 2) 持分の計算について全額払戻しを行う組合にあっては、本条を次のように記載すること。

(脱退者の持分の払戻し)

第14条 組合員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注) 分割払込制をとる組合にあっては、第 2 項として次の規定を加えること。

2 本組合の財産をもって、本組合の債務を完済するに足りないときは、脱退した組合員は、その出資口数に応じ、未払込出資額を限度として、損失額の払込みをしなければならない。

(注 3) 各組合員の出資額を限度とする方法以外の方法により持分の一部の払戻しを行う組合にあっては、払戻額の内容に応じて適宜記載すること。

ただし、これらの組合にあっては、各組合員の出資額（組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を払戻額の下限とすること。

(使用料又は手数料)

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてそ

の出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等）

第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名又は名称（法人組合員にあつては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所

(2) 加入の年月日

(3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

(1) 氏名及び名称（法人組合員にあつては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき

(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

（注1）中小企業者以外の者にも組合員たる資格を与えるときは、本文の次に「ただし、第3号及び第4号については資格事業を営む者に限る。」を加え、第2号の次に次の2号を加えること。

(3) 資本金の額又は出資の総額が 円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 人を超えたとき

(4) 資本金の額若しくは出資の総額が 円以下、又は常時使用する従業員の数が 人以下になったとき

（注2）組合員名簿を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの。以下同じ。）をもって作成するときは、本条を次のように記載すること。

（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等）

第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる

事項を記録するものとする。

- (1) 氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所
 - (2) 加入の年月日
 - (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日
- 2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - 3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。
 - 4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。
 - (1) 氏名及び名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
 - (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
-

（過怠金）

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
 - (2) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員
-

（注）第43条において、総会の招集について「会日の10日前」を下回る期間を定める場合は、第1項中の期間をその期間とすること。

（会計帳簿等の閲覧等）

第20条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

（注）総組合員の同意の割合については、100分の3を下回る割合を定めることができるので、100分の3を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

第4章 出資及び持分

(出資の引受)

第21条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。ただし、事業の規模が著しく小さい者その他やむを得ない理由がある者であって、本組合の承諾を得た者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による承諾は、理事会の議決により決する。

(出資1口の金額)

第22条 出資1口の金額は、 円とする。

(出資の払込み)

第23条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(注) 分割払込制をとる組合にあつては、本条を次のように記載すること。この場合において、出資第1回の払込金額は、1口につき、その金額の4分の1を下らないようにすること。

(出資の払込み)

第23条 出資第1回の払込金額は、1口につき 円とする。

2 出資の払込みは、払込みの金額、期日及び方法を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

3 本組合は、組合員が出資の払込みを終わるまでは、その組合員の払込済出資額に応じて配当すべき剰余金をその払込みに充てることができる。

(延滞金)

第24条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金、払い込むべき出資金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利 %の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第25条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、 円未満の端数は切り捨てるものとする。

(注1) これは、持分の計算について改算方式をとる場合の規定であるが、加算方式を採用する場合は、次のように記載すること。

(持分)

第25条 組合員の持分は、次の基準により算定する。

- (1) 出資金については、各組合員の出資額により算定する。
- (2) 資本準備金については、各組合員の出資額により事業年度末ごとに算定加算する。
- (3) 法定利益準備金、特別積立金及びその他の積立金については、各組合員が本組合の事業を利用した分量に応じて、事業年度末ごとに算定加算する。
- (4) 繰越利益又は繰越損失については、各組合員の出資額により算定する。
- (5) 土地等の評価損益については、各組合員の出資額により事業年度末ごとに算定し加算又は減算する。

2 準備金又は積立金により損失のてん補をしたときは、その損失をてん補した科目の金額において有する各組合員の持分の割合に応じてそのてん補分を算定し、その持分を減算する。第60条第2項ただし書の規定又は総会の議決により、特別積立金又はその他の積立金を損失のてん補以外の支出に充てた場合も同様である。

3 本組合の財産が、出資額より減少したときの持分は、各組合員の出資額により算定する。

4 持分の算定に当たっては、円未満の端数は切り捨てるものとする。

(注2) 分割払込制をとる組合にあっては、「出資金」又は「出資額」とあるのは「払込済出資金」又は「払込済出資額」と書き替えること。

(注3) 土地等の評価は、時価評価とし、その評価方法については、あらかじめ規約等で定めておくこと。

(持分の払戻しの特例)

第26条 出資をしている組合員が第21条第1項ただし書の規定により本組合の承諾を得たときは、その持分の払戻しについては、第12条及び第14条の規定を準用する。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第27条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 人以上 人以内
- (2) 監事 人以上 人以内

(注1) 理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上であるが、単に「人以上」又は「人以内」と記載しないこと。

(注2) 定数の上限と下限の幅は、できるだけ少なくすること。

(注3) 定数の上限と下限の差が1名のときは、「 人又は 人」と記載すること。

(役員任期)

第28条 役員任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 年又は任期中の第 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 回目の通常総会が 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

(2) 監事 年又は任期中の第 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 回目の通常総会が 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(注1) 役員任期は、理事については2年、監事については4年を超えることができないので、それぞれの範囲で適宜定めること。

(注2) 監事の職務(第33条)について、会計監査に関するものに限定する旨の規定から、業務監査権限を与える旨の規定に変更した場合、監事任期は定款変更の効力が生じたときに満了するので、注意すること。

(員外理事)

第29条 理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、 人を超えることができない。

(注) 員外理事の員数は第27条第1項第1号に定める理事の定数の下限の3分の1以内において、適宜確定数を記載すること。

(員外監事)

第30条 監事のうち1人以上は、組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者で、就任前5年間に本組合の理事若しくは使用人又は本組合の子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかったものでなければならない。

(注1) 本条は、組合員数が事業年度開始の時点で1,000人を超える組合では、監事のうち、1人以上は員外監事を選任することが義務づけられており、この場合の員外監事の内容が法で限定されていることを前提とした規定である。したがって、組合員数が1,000人を超える可能性が低い場合は規定する必要はない。

(注2) 員外役員を認めない組合にあつては、前条及び本条を削除し、次条を記載すること。ただし、上記(注1)に留意すること。

(役員要件)

第29条 本組合の役員は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

(理事長、副理事長及び専務理事の選出)

第31条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選出する。

(注1) 副理事長制や専務理事制をとらない組合にあつては、適宜、該当箇所を削除すること。

(注2) 副理事長を2人以上置く組合にあつては、第1項中「1人を副理事長」とあるのは「 人を副理事長」と改めて書き替えること。

(代表理事の職務等)

第32条 理事長を代表理事とする。

2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。

5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。

6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。

7 本組合は、代表理事以外の理事に、副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第33条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることがで

きる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(注1)本条は、監事の職務を会計に関するものに限定している組合についての規定である。

(注2)監事に理事の業務監査権限を与える組合にあっては、次のように記載すること。

(監事の職務)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び参事、会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第34条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第35条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(備考1)役員選挙について指名推選の方法をとらない組合であって、候補者制をとるものは、本条を次のように記載すること。

ただし、員外役員を認めない場合にあっては、第1項第2号の規定を削除する。また、指名推選の方法をとらない組合であって、候補者制をとらないものは、第1項を「役員は、総会において選挙する」と書き替えるとともに、第4項の規定を記載しないこと。

(役員選挙)

第35条 役員は、次に掲げる者のうちから、総会において選挙する。

- (1) 組合員又は組合員たる法人の役員であって、立候補し、又は理事会若しくは 人以上の組合員から推薦を受けた者
- (2) 組合員又は組合員たる法人の役員でない者であって、理事会若しくは 人以上の組合員から推薦を受けた者

(注) 推薦制をとる場合にも立候補制を併用すること。

- 2 役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。
 - 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
 - 4 第 1 項の規定による立候補者又は推薦を受けた者の数が選挙すべき役員の数を超えないときは、投票を行わず、その者を当選人とする。
- (備考 2) 投票を単記式によって行う組合にあつては、第 2 項中「連記式無記名投票」とあるのは「単記式無記名投票」と書き替えること。
- (備考 3) 役員を選出につき選任の方法をとる組合にあつては、本条を次のように記載すること。

(役員の選任)

第35条 役員を選任は、総会の議決による。

- 2 前項の議決は、推薦会議において推薦された者(以下「候補者」という。)について行う。
- 3 推薦会議は、別表に掲げる地域毎に同表に掲げる人数の推薦委員をもって構成する。
- 4 推薦委員は、前項の地域に属する組合員を代表するものとして当該地域に属する組合員の過半数の承認を得て選出する。
- 5 推薦会議が役員候補者を決定する場合は、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。
- 6 第 1 項の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。
- 7 2 人以上の理事又は監事を選任する場合にあつては、第 1 項の議決は、候補者を区分して行ってはならない。
- 8 役員を選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。

(注 1) 推薦会議の構成員は、「地域」によるほか「業種」「規模」等組合員を適切に代表しうる妥当な基準に基づき定款で定める区分毎に選出してよい。

(注 2) 総代会を置く組合にあつては、「総会」とあるのは「総代会」と、「組合員」とあるのは「総代」と書き替えるものとし、総代の選挙の際に基礎となる別表に掲げる地域等の区分又はそのいく

つかを統合した区分毎に選出してもよい。

(注3) 推薦会議の構成員を選挙により選出する組合にあつては、「当該地域に属する組合員の過半数の承認を得て選出する」を「当該地域に属する組合員による選挙により選出する」と書き替えるものとする。

(理事及び監事の報酬)

第36条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(注1) 理事と監事の報酬は総会において一括して定めず、理事と監事を区分して定めること。

(注2) 理事、監事の報酬を定款に定めることもできる。

(理事及び監事の報酬)

第36条 理事及び監事の報酬は、理事については総額 円以内、監事については総額 円以内とする。

(役員の実任免除)

第37条 本組合は、理事会の決議により、法第47条第2項において準用する会社法第426条第1項の規定により、法及び主務省令に定める限度において役員の実任を免除することができる。

(注) 本規定は、監事に理事の業務監査権限を与えない組合は規定することができないので削除すること。

(員外理事及び員外監事との責任限定契約)

第38条 本組合は、員外理事及び員外監事と法第47条第2項において準用する会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は 円以内とする。

(顧問)

第39条 本組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第40条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。

3 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(注) 総組合員の同意の割合については、10分の1を下回る割合を定めることができるので、10分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(職員)

第41条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第42条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後 月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(注) 通常総会の開催時期に関する組合法上の規定は存在しないため、毎事業年度終了後3か月以内に招集する旨の規定を置くことも可能である。その場合は、税法など他法令に留意する必要がある。これまで多くの組合では「毎事業年度終了後2月以内に通常総会を開催する旨」を規定しているが、これは法人税法上の確定申告の期限との整合性から規定しているものと考えられる。したがって、法人税法第75条の2(確定申告書の提出期限の延長の特例)及び法人税基本通達17-1-4(申告書の提出期限の延長の特例の適用がある法人)に該当する場合であって、確定申告の提出期限の延長が可能な場合には、別途対応が必要となる。

(総会招集の手続)

第43条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことが

できる。

- 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。
- 6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。
- 7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

（注）総会の招集については、会日の10日前を下回る期間を定款で定めることができるので、10日前を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

（臨時総会の招集請求）

- 第44条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。
- 2 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

（注）臨時総会の招集請求については、総組合員の5分の1を下回る割合を定款で定めることができるので、5分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）

- 第45条 組合員は、第43条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。
- 2 代理人が代理することができる組合員の数は、 人以内とする。
 - 3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
 - 4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

（注1）役員を選出について、選任の方法をとる組合にあつては、本条第1項中の「又は選挙権」を削除すること。

（注2）本条第2項の人数は、組合の実情に応じ、4人までの範囲内において適宜

定めること。

(総会の議事)

第46条 総会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議長)

第47条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

(緊急議案)

第48条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第43条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第49条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) 1 組合員に対する貸付け（手形の割引を含む。）又は1 組合員のためにする債務保証の残高の最高限度
- (3) 組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度
- (4) 1 組合員のためにする組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度
- (5) その他理事会において必要と認める事項

(注) 第7条第2項第14号の事業（金融事業）又は同項第15号若しくは第16号の事業（債務保証事業）を実施しない組合にあっては、本条第2号から第4号のうち、それぞれ当該事業に関する部分を削除すること。

(総会の議事録)

第50条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名

- (6) 出席監事の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
 - (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
 - (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要
-

(注) 第2項(10)中の「総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果」は、監事に業務監査権限を与える組合における規定であり、(11)は、監事の職務を会計に関するものに限定する組合における規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

(理事会の招集権者)

第51条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
 - 3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
-

(注) 理事会の招集権者については、各理事が招集することとする旨を定めることも可能である。

(理事会の招集手続)

第52条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
 - 3 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。
-

(注1) 理事会の招集手続については、1週間を下回る期間を定款で定めることができる。

(注2) 監事に業務監査権限を与える組合は、第1項中の「各理事」を「各理事及び各監事」に、第2項中の「理事」を「理事及び監事」に、第3項中の「希望する理事」を「希望する理事及び監事」に書き換えること。

(理事会の決議)

第53条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
 - 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
 - 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
 - 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
-

(注1) 理事会の定足数について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(注2) 理事会の決議要件について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(理事会の議決事項)

第54条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第55条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。
- 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 出席理事の氏名
 - (5) 出席監事の氏名

- (6) 出席組合員の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
- (10) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要
- (11) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
- (12) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
- (13) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合
 - の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
 - 監事の請求を受けて招集されたものである場合
 - の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合
 - 組合員の請求を受けて招集されたものである場合
 - の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項
 - 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - の事項の提案をした理事の氏名
 - 理事会の決議があったものとみなされた日
 - 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項
 - 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - 理事会への報告を要しないものとされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(注) 第3項(10)(13)、は、監事に理事の業務監査権限を与える組合に対する規定であり、(6)(11)(13)、は、監事の職務を会計に関するものに限定している組合に対する規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

(委員会)

第56条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 会 計

(事業年度)

第57条 本組合の事業年度は、毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

第58条 本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金(ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第60条において同じ。)の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本準備金)

第59条 本組合は、減資差益(第14条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(注1) これは、持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて各組合員の出資額を限度とする組合及び持分の計算について加算方式をとる組合の規定である。

それ以外の持分払戻し方法をとる組合については、本条を次のように記載すること。

(資本準備金)

第59条 本組合は、加入金、増口金及び減資差益(第14条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(注2) 分割払込制をとる組合にあつては、本条中「第14条」とあるのは「第14条

第1項」と書き替えること。

(特別積立金)

第60条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

- 2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(配当又は繰越し)

第61条 毎事業年度の利益剰余金(毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額)に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したのち、第58条の規定による法定利益準備金及び前条の規定による特別積立金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第62条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

- 2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。
 - 3 配当金の計算については、第25条第2項(持分)の規定を準用する。
-

(注) 分割払込制をとる組合にあつては、第1項、第2項中「出資額」とあるのは「払込済出資額」と書き替え、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加えること。

- 3 払込済出資額に応じてする配当金は、組合員が出資の払込みを終わるまでは、その払込みに充てるものとする。
-

(損失金の処理)

第63条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第64条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

附 則

- 1 設立当時の役員の任期は、第28条の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。
- 2 最初の事業年度は、第57条の規定にかかわらず、本組合の成立の日から 年 月 日までとする。

(別 表)

地 域	定 数

(備考)総代会を置く組合にあっては、第6章の規定は次のように記載し、第6条、第10条、第13条、第16条、第19条、第25条、第28条、第32条、第35条、第36条、第60条、第61条及び第62条中「総会」とあるのは「総代会」と、第34条中「並びに総会の議決」とあるのは「並びに総会及び総代会の議決」と書き替えること。

第6章 総会、総代会、理事会及び委員会

(総代会)

第42条 本組合に、総代会を置く。

(総代の定数)

第43条 総代の定数は、 人とする。

(総代の任期)

第44条 総代の任期は、 年とする。

2 第28条第2項(役員の任期)の規定は、総代の任期に準用する。

(注)総代の任期は、組合の実情に応じ、3年以内において適宜定めること。

(総代の選挙)

第45条 総代は、別表に掲げる地域ごとに、同表に掲げる人数をその地域に属する組合員のうちから選挙する。

2 総代の選挙は、単記式無記名投票によって行う。

(注1) 業種別に総代を選挙する組合にあつては、本条第1項中「地域」とあるのは「業種」と書き替えること。

(注2) 連記式によって総代を選挙する組合にあつては、本条第2項中「単記式無記名投票」とあるのは「連記式無記名投票」と書き替えること。

(注3) 役員を選出の方法として選任制を採用する組合にあつては、第34条第3項及び(備考3)(注2)中「別表」とあるのは「別表2」と書き替えること。

(総代会の招集)

第46条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

2 通常総代会は、毎事業年度終了後 月以内に、臨時総代会は、必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(注) 第42条(総会の招集)の(注)を参照のこと。

(総代会招集の手續)

第47条 総代会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各総代に発してするものとする。また、通常総代会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総代会招集通知の発出は、総代名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総代会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 本組合は、希望する総代に対しては、第1項の規定による総代会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総代会招集通知の発出は」とあるのは、「総代会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項「住所」とあるのは「住所(電子メールアドレスを含む。)」と読み替えるものとする。

6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める(以下同じ。)

7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、総代全員の同意があるときは招集の手續を経ることなく総代会を開催することができる。

(注) 総代会の招集については、会日の10日前を下回る期間を定款で定めることが

できるので、10日前を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

(臨時総代会の招集請求)

第48条 総総代の5分の1以上の同意を得て臨時総代会の招集を請求しようとする総代は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を本組合に提出するものとする。

2 総代は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(注) 臨時総代会の招集請求については、総総代の5分の1を下回る割合を定款で定めることができるので、5分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第49条 総代は、第47条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる総代の数は1人とする。

3 総代は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(注) 役員を選出について選任の方法をとる組合にあっては、本条第1項中の「又は選挙権」を削除すること。

(総代会の議事)

第50条 総代会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、総代の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総代会の議長)

第51条 総代会の議長は、総代会ごとに、出席した総代のうちから選任する。

(緊急議案)

第52条 総代会においては、出席した総代(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り、第47条第1

項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総代会の議決事項)

第53条 総代会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) 1組合員に対する貸付け(手形の割引を含む。)又は1組合員のためにする債務保証の残高の最高限度
- (3) 組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度
- (4) 1組合員のためにする組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度
- (5) その他理事会において必要と認める事項

(注) 第7条第2項第14号の事業(金融事業)又は同項第15号若しくは第16号の事業(債務保証事業)を実施しない組合にあっては、本条第2号から第4号のうち、それぞれ当該事業に関する部分を削除すること。

(総代会の議事録)

第54条 総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 総代数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)
- (10) 監事が、総代会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総代会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総代会に報告した調査の結果又は総代会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

(注) 第2項(10)中の「総代会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総代会に報告した調査の結果」は、監事に業務監査権限を与

える組合における規定であり、(11)は、監事の職務を会計に関するものに限
定する組合における規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

(理事会の招集権者)

第55条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理
事会の招集を請求することができる。
 - 3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の
日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求を
した理事は、理事会を招集することができる。
-

(注) 理事会の招集権者については、各理事が招集することとする旨を定めること
も可能である。

(理事会の招集手続)

第56条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発し
なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の
手続を経ることなく開催することができる。
 - 3 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電
磁的方法により行うことができる。
-

(注1) 理事会の招集手続については、1週間を下回る期間を定款で定めることが
できる。

(注2) 監事に業務監査権限を与える組合は、第1項中の「各理事」を「各理事及
び各監事」に、第2項中の「理事」を「理事及び監事」に、第3項中の「希
望する理事」を「希望する理事及び監事」に書き換えること。

(理事会の決議)

第57条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その
過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができ
ない。
- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該
提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の
全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決

する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(注1) 理事会の定足数について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(注2) 理事会の決議要件について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(理事会の議決事項)

第58条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総代会又は総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第59条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 出席組合員の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)
- (10) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要
- (11) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
- (12) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
- (13) その他(理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨)
招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

監事の請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合

組合員の請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

の事項の提案をした理事の氏名

理事会の決議があったものとみなされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

理事会への報告を要しないものとされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(注) 第3項(10)、(13)、は、監事に理事の業務監査権限を与える組合に対する規定であり、(6)、(11)、(13)、は、監事の職務を会計に関するものに限定している組合に対する規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

(総会の議決事項)

第60条 総会は、次の事項に限り議決することができる。

(1) 解散又は合併

(2) 非出資組合への移行

(3) 事業協同組合への組織変更

(4) 事業の全部の譲渡

(総会の招集)

第61条 総会は、前条に掲げる事項を議決する必要があるときに限り、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総代会の規定の準用)

第62条 総会については、第47条（総代会招集の手続）、第49条（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）、第51条（総代会の議長）、第52条（緊急議案）及び第54条（総代会の議事録）の規定を準用する。この場合において第49条第1項中「他の組合員」とあるのは「その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員」と、第2項中「1人」とあるのは「4人まで」と読み替えるものとする。

(委員会)

第63条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

(別 表)

地 域	定 数

(備考) 部会、支部、青年部又は女性部を置く組合にあっては、第6章見出しに該当する機関名（部会、支部、青年部又は女性部）を追加し、次の規定のうち該当するものを加えること。

(部 会)

第57条 本組合は、業種ごとの組合員をもって構成する部会を置く。

2 部会について必要な事項は、規約で定める。

(支 部)

第58条 本組合は、地域ごとの組合員をもって構成する支部を置く。

2 支部について必要な事項は、規約で定める。

(青年部)

第59条 本組合に青年部を置く。

2 青年部について必要な事項は、規約で定める。

(女性部)

第60条 本組合に女性部を置く。

2 女性部について必要な事項は、規約で定める。

(備考) 賛助会員制をとる組合にあつては、「第7章 会計」を「第8章 会計」とし、第7章見出しを「第7章 賛助会員」として、次のように記載すること。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第57条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

商工組合定款參考例（非出資組合）

商工組合定款参考例（非出資組合）

全国中小企業団体中央会

制定 平成12年 4月11日 12全中発第 20号
改正 平成13年 3月28日 12全中発第1952号
改正 平成15年 2月 1日 14全中発第1139号
改正 平成18年 7月 5日 18全中発第 422号
改正 平成19年 3月23日 18全中発第1777号

商工組合定款

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本組合は、業の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行うことを目的とする。

（名 称）

第2条 本組合は、工業組合と称する。

（注）資格事業が工業、鉱業（土石採取業を含む。）又は建設業以外の業種に属するときは、「工業組合」とあるのは、「商業組合」と書き替えること。

（地 区）

第3条 本組合の地区は、の区域とする。

（事務所の所在地）

第4条 本組合は、事務所を市（町村）に置く。

（注1）主たる事務所は、組合の地区内に置くこと。

（注2）従たる事務所を置くときは、この条を次のように記載すること。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、主たる事務所を 市(町村)に、従たる事務所を 市(町村)に置く。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(注1)公告方法については、組合の掲示場に掲示する方法に加え、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙、電子公告のいずれかの方法によることができる。なお、電子公告を公告方法とする場合には、法務大臣の登録を受けた調査機関の調査を受けなければならないが、その料金を負担する必要があるが、官報公告と併せて行うことにより、債権者保護手続が要求される場合に個別催告の省略が認められる。また、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法についても記載しておく必要がある。

電子公告を公告方法とする場合には、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

(注2)掲載する新聞の発行地を特定する場合は、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、 県(都道府)において発行する 新聞に掲載してする。

(規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る)に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

(注1) 第3項中の組合員に対する周知方法は、組合によって適宜、選択すること。

(注2) 第3項を採用しない場合には削除すること。

第2章 事 業

(事業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 業に関する指導及び教育
 - (2) 業に関する情報又は資料の収集及び提供
 - (3) 業に関する調査研究
-

(注) 実施を予定していない事業は、記載しないこと。

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、本組合の地区内において 製品の生産の事業を営む中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号。以下「法」という。)第5条に規定する中小企業者とする。

(備考1) 「 製品の生産」とあるのは、資格事業が加工業のときは「 加工」と、資格事業が商業のときは「 商品の販売」と、資格事業がサービス業のときは「 役務の提供」と書き替えること。

(備考2) 中小企業者以外の者にも組合員たる資格を与えるときは、この条を次のように記載すること。

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の一に掲げる事業者とする。

- (1) 地区内において 品の生産の事業を営む者
- (2) 地区内において 製品の生産の事業を行う事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組

合、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会

(注1)第2号には、中小企業団体の組織に関する法律施行令(昭和33年政令第45号)第2条に規定する事業を行う中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第11条第2号に掲げる組合であつて、組合員たる資格を与えようとする者のみを掲げること。

(注2)「製品の生産」とあるのは、資格事業が加工業のときは「加工」と、資格事業が商業のときは「商品の販売」と、資格事業がサービス業のときは「役務の提供」と書き替えること。

(備考3)商店街商業組合のときは、この条を次のように記載すること。

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、本組合の地区内において小売業又はサービス業を営む者とする。

(注)中小企業者のみに組合員たる資格を与えるときは、「営む者」とあるのは、「営む中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号。以下「法」という。)第5条に規定する中小企業者」と書き替えること。

(加入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあつたときは、理事会においてその諾否を決する。

(自由脱退)

第10条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の30日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(注1)年度途中の脱退を認める場合には、第1項中の「事業年度の終わりにおいて」を削除すること。

(注2) 本条の日数は、30日以上90日以内の範囲内で適宜記載すること。

(除名)

第11条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (2) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為をした組合員
- (3) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(使用料又は手数料)

第12条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

- 2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第13条 本組合は、その行う事業の費用(使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。)に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

- 2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他経費の賦課について必要な事項は、総会において定める。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第14条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名又は名称(法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数)及び住所又は居所
- (2) 加入の年月日

- 2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 3 組合員及び組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。
- 4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

(1) 氏名及び名称 (法人組合員にあっては、名称及びその代表者名) 又は事業を行う場所を変更したとき

(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

(注 1) 中小企業者以外の者にも組合員たる資格を与えるときは、本文の次に「ただし、第 3 号及び第 4 号については資格事業を営む者に限る。」を加え、第 2 号の次に次の 2 号を加えること。

(3) 資本金の額若しくは出資の総額が 円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 人を超えたとき

(4) 資本金の額若しくは出資の総額が 円以下、又は常時使用する従業員の数が 人以下になったとき

(注 2) 組合員名簿を電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの。以下同じ。) をもって作成するときは、本条を次のように記載すること。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第 14 条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 氏名又は名称 (法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数) 及び住所又は居所

(2) 加入の年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7 日以内に本組合に届け出なければならない。

(1) 氏名及び名称 (法人組合員にあっては、名称及びその代表者名) 又は事業を行う場所を変更したとき

(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

(過怠金)

第15条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 第11条第1号又は第2号に掲げる行為のあった組合員

(2) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

(注) 第33条において、総会の招集について「会日の10日前」を下回る期間を定める場合は、第1項中の期間をその期間とすること。

(会計帳簿等の閲覧等)

第16条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料(電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。)の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

(注) 総組合員の同意の割合については、100分の3を下回る割合を定めることができるので、100分の3を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

第4章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第17条 役員の数、次のとおりとする。

(1) 理事 人以上 人以内

(2) 監事 人以上 人以内

(注1) 理事の数は3人以上、監事の数は1人以上であるが、「人以上」又は「人以内」と記載しないこと。

(注2) 数の上限と下限の幅は、できるだけ少なくすること。

(注3) 定数の上限と下限の差が1名のときは、「 人又は 人」と記載すること。

(役員の任期)

第18条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 年又は任期中の第 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 回目の通常総会が 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
 - (2) 監事 年又は任期中の第 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 回目の通常総会が 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- 2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
 - 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
 - 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。
-

(注1) 役員の任期は、理事については2年、監事については4年を超えることができないので、それぞれの範囲で適宜定めること。

(注2) 監事の職務(第23条)について、会計監査に関するものに限定する旨の規定から、業務監査権限を与える旨の規定に変更した場合、監事の任期は定款変更の効力が生じたときに満了するので、注意すること。

(員外理事)

第19条 理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、 人を超えることができない。

(注) 員外理事の員数は第17条第1項第1号に定める理事の定数の下限の3分の1以内において、適宜確定数を記載すること。

(員外監事)

第20条 監事のうち1人以上は、組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者で、就任前5年間に本組合の理事若しくは使用人又は本組合の子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかったものでなければならない。

（注1）本条は、組合員数が事業年度開始の時点で1,000人を超える組合では、監事のうち、1人以上は員外監事を選任することが義務づけられており、この場合の員外監事の内容が法で限定されていることを前提とした規定である。したがって、組合員数が1,000人を超える可能性が低い場合は規定する必要はない。

（注2）員外役員を認めない組合にあっては、前条及び本条を削除し、次条を記載すること。ただし、上記（注1）に留意すること。

（役員要件）

第19条 本組合の役員は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

（理事長、副理事長及び専務理事の選出）

第21条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選出する。

（注1）副理事長制や専務理事制をとらない組合にあっては、適宜、該当箇所を削除すること。

（注2）副理事長を2人以上置く組合にあっては、第1項中「1人を副理事長」とあるのは「 人を副理事長」と改めて書き替えること。

（代表理事の職務等）

第22条 理事長を代表理事とする。

2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。

- 5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本組合は、代表理事以外の理事に、副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第23条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(注1)本条は、監事の職務を会計に関するものに限定している組合についての規定である。

(注2)監事に理事の業務監査権限を与える組合にあっては、次のように記載すること。

(監事の職務)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び参事、会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第24条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第25条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

- 4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(備考1) 役員選挙について指名推選の方法をとらない組合であって、候補者制をとるものは、本条を次のように記載すること。

ただし、員外役員を認めない場合にあつては、第1項第2号の規定を削除する。また、指名推選の方法をとらない組合であつて、候補者制をとらないものは、第1項を「役員は、総会において選挙する」と書き替えるとともに、第4項の規定を記載しないこと。

(役員選挙)

第25条 役員は、次に掲げる者のうちから、総会において選挙する。

- (1) 組合員又は組合員たる法人の役員であつて、立候補し、又は理事会若しくは 人以上の組合員から推薦を受けた者
- (2) 組合員又は組合員たる法人の役員でない者であつて、理事会若しくは 人以上の組合員から推薦を受けた者

(注) 推薦制をとる場合にも立候補制を併用すること。

2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第1項の規定による立候補者又は推薦を受けた者の数が選挙すべき役員の数を超えないときは、投票を行わず、その者を当選人とする。

(備考2) 投票を単記式によって行う組合にあつては、第2項中「連記式無記名投票」とあるのは「単記式無記名投票」と書き替えること。

(備考3) 役員選出につき選任の方法をとる組合にあつては、この条を次のように記載すること。

(役員選任)

第25条 役員選任は、総会の議決による。

- 2 前項の議決は、推薦会議において推薦された者（以下「候補者」という。）について行う。
- 3 推薦会議は、別表に掲げる地域毎に同表に掲げる人数の推薦委員をもって構成する。
- 4 推薦委員は、前項の地域に属する組合員を代表するものとして当該地域に属する組合員の過半数の承認を得て選出する。
- 5 推薦会議が役員候補者を決定する場合は、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。
- 6 第1項の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。
- 7 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあっては、第1項の議決は、候補者を区分して行ってはならない。
- 8 役員を選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。

（注1）推薦会議の構成員は、「地域」によるほか「業種」、「規模」等組合員を適切に代表しうる妥当な基準に基づき定款で定める区分毎に選出してよい。

（注2）総代会を置く組合にあっては、「総会」とあるのは「総代会」と、「組合員」とあるのは「総代」と書き替えるものとし、総代の選挙の際に基礎となる別表に掲げる地域等の区分又はそのいくつかを統合した区分毎に選出してもよい。

（注3）推薦会議の構成員を選挙により選出する組合にあっては、「当該地域に属する組合員の過半数の承認を得て選出する」を「当該地域に属する組合員による選挙により選出する」と書き替えるものとする。

（理事及び監事の報酬）

第26条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

（注1）理事と監事の報酬は総会において一括して定めず、理事と監事を区分して定めること。

（注2）理事、監事の報酬を定款に定めることもできる。

（理事及び監事の報酬）

第26条 理事及び監事の報酬は、理事については総額 円以内、監事については総額 円以内とする。

(役員 の 責任免除)

第27条 本組合は、理事会の決議により、法第47条第2項において準用する会社法第426条第1項の規定により、法及び主務省令に定める限度において役員を免除することができる。

(注) 本規定は、監事に理事の業務監査権限を与えない組合は規定することができないので削除すること。

(員外理事及び員外監事との責任限定契約)

第28条 本組合は、員外理事及び員外監事と法第47条第2項において準用する会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は 円以内とする。

(顧 問)

第29条 本組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第30条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。

3 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(注) 総組合員の同意の割合については、10分の1を下回る割合を定めることができるので、10分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(職 員)

第31条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第5章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第32条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後 月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(注) 通常総会の開催時期に関する組合法上の規定は存在しないため、毎事業年度終了後3か月以内に招集する旨の規定を置くことも可能である。その場合は、税法など他法令に留意する必要がある。これまで多くの組合では「毎事業年度終了後2月以内に通常総会を開催する旨」を規定しているが、これは法人税法上の確定申告の期限との整合性から規定しているものと考えられる。したがって、法人税法第75条の2(確定申告書の提出期限の延長の特例)及び法人税基本通達17-1-4(申告書の提出期限の延長の特例の適用がある法人)に該当する場合であって、確定申告の提出期限の延長が可能な場合には、別途対応が必要となる。

(総会招集の手続)

第33条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。
- 3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
- 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所(電子メールアドレスを

含む。)』と読み替えるものとする。

6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める(以下同じ。)

7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の
手続を経ることなく総会を開催することができる。

(注) 総会の招集については、会日の10日前を下回る期間を定款で定めることができ
るので、10日前を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

(臨時総会の招集請求)

第34条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする
組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出す
るものとする。

2 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提
出することができる。

(注) 臨時総会の招集請求については、総組合員の5分の1を下回る割合を定款で
定めることができるので、5分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を
記載すること。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第35条 組合員は、第33条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、
書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、
その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人
となることができない。

2 代理人が代理することができる組合員の数は、 人以内とする。

3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決
権を電磁的方法により行うことができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合
において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権
を電磁的方法により証明することができる。

(注1) 役員を選出について、選任の方法をとる組合にあつては、本条第1項中の
「又は選挙権」を削除すること。

(注2) 本条第2項の人数は、組合の実情に応じ、4人までの範囲内において適宜定めること。

(総会の議事)

第36条 総会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議長)

第37条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

(緊急議案)

第38条 総会においては、出席した組合員(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り、第33条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第39条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第40条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

- (9) 議事の経過の要領及びその結果 (議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)
 - (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
 - (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要
-

(注) 第 2 項 (10) 中の「総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果」は、監事に業務監査権限を与える組合における規定であり、(11) は、監事の職務を会計に関するものに限定する組合における規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

(理事会の招集権者)

第41条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
 - 3 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
-

(注) 理事会の招集権者については、各理事が招集することとする旨を定めることも可能である。

(理事会の招集手続)

第42条 理事長は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
 - 3 本組合は、希望する理事に対しては、第 1 項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。
-

(注1) 理事会の招集手続については、1週間を下回る期間を定款で定めることができる。

(注2) 監事に業務監査権限を与える組合は、第1項中の「各理事」を「各理事及び各監事」に、第2項中の「理事」を「理事及び監事」に、第3項中の「希望する理事」を「希望する理事及び監事」に書き換えること。

(理事会の決議)

第43条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(注1) 理事会の定足数について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(注2) 理事会の決議要件について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(理事会の議決事項)

第44条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第45条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した

場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 出席組合員の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
- (10) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要
- (11) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
- (12) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
- (13) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合
の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
 - 監事の請求を受けて招集されたものである場合
の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合
 - 組合員の請求を受けて招集されたものである場合
の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、

当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
の事項の提案をした理事の氏名

理事会の決議があったものとみなされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（２）理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

理事会への報告を要しないものとされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（注）第３項（１０）（１３）、は、監事に理事の業務監査権限を与える組合に対する規定であり、（６）（１１）（１３）、は、監事の職務を会計に関するものに限定している組合に対する規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

（委員会）

第46条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第6章 雑 則

（事業年度）

第47条 本組合の事業年度は、毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わるものとする。

（延滞金）

第48条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利 %の割合で延滞金を徴収することができる。

(職員退職給与の引当)

第49条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

附 則

- 1 設立当時の役員の任期は、第18条の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。
- 2 最初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、本組合の成立の日から 年 月 日までとする。

(別 表)

地 域	定 数

(備考)総代会を置くときは、第5章の規定は次のように記載し、第6条、第13条、第15条、第18条、第22条、第25条及び第26条中「総会」とあるのは「総代会」と、第24条中「並びに総会の議決」とあるのは「並びに総会及び総代会の議決」と書き替えること。

第5章 総会、総代会、理事会及び委員会

(総代会)

第32条 本組合に、総代会を置く。

(総代の定数)

第33条 総代の定数は、 人とする。

(総代の任期)

第34条 総代の任期は、 年とする。

2 第18条第2項（役員任期）の規定は、総代の任期に準用する。

（注）総代の任期は、組合の実情に応じ、3年以内において適宜定めること。

（総代の選挙）

第35条 総代は、別表に掲げる地域ごとに、同表に掲げる人数をその地域に属する組合員のうちから選挙する。

2 総代の選挙は、単記式無記名投票によって行う。

（注1）業種別に総代を選挙する組合にあっては、本条第1項中「地域」とあるのは「業種」と書き替えること。

（注2）連記式によって総代を選挙する組合にあっては、本条第2項中「単記式無記名投票」とあるのは「連記式無記名投票」と書き替えること。

（注3）役員選出の方法として選任制を採用する組合にあっては、第24条第3項及び（備考3）（注2）中「別表」とあるのは「別表1」と、本条第1項中「別表」とあるのは「別表2」と書き替えること。

（総代会の招集）

第36条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

2 通常総代会は、毎事業年度終了後 月以内に、臨時総代会は、必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

（注）第32条（総会の招集）の（注）を参照のこと。

（総代会招集の手続）

第37条 総代会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各総代に発してするものとする。また、通常総代会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総代会招集通知の発出は、総代名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に

宛てて行う。

- 3 第1項の規定による書面をもってする総代会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 本組合は、希望する総代に対しては、第1項の規定による総代会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
- 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総代会招集通知の発出は」とあるのは、「総代会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。
- 6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。
- 7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、総代全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総代会を開催することができる。

（注）総代会の招集については、会日の10日前を下回る期間を定款で定めることができるので、10日前を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

（臨時総代会の招集請求）

- 第38条 総総代の5分の1以上の同意を得て臨時総代会の招集を請求しようとする総代は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を本組合に提出するものとする。
- 2 総代は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

（注）臨時総代会の招集請求については、総総代の5分の1を下回る割合を定款で定めることができるので、5分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）

- 第39条 総代は、第37条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。
- 2 代理人が代理することができる総代の数は1人とする。

- 3 総代は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
- 4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(注) 役員を選出について選任の方法をとる組合であって、補欠の総代の選挙を総代会で行わないものは、本条第1項中の「又は選挙権」を削除すること。

(総代会の議事)

第40条 総代会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、総代の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総代会の議長)

第41条 総代会の議長は、総代会ごとに、出席した総代のうちから選任する。

(緊急議案)

第42条 総代会においては、出席した総代(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り、第37条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総代会の議決事項)

第43条 総代会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総代会の議事録)

第44条 総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

- (4) 総代数及び出席者数並びにその出席方法
 - (5) 出席理事の氏名
 - (6) 出席監事の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
 - (10) 監事が、総代会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総代会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総代会に報告した調査の結果又は総代会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
 - (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要
-

(注) 第2項(10)中の「総代会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総代会に報告した調査の結果」は、監事に業務監査権限を与える組合における規定であり、(11)は、監事の職務を会計に関するものに限定する組合における規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

(理事会の招集権者)

第45条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
 - 3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
-

(注) 理事会の招集権者については、各理事が招集することとする旨を定めることも可能である。

(理事会の招集手続)

第46条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
 - 3 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。
-

(注1) 理事会の招集手続については、1週間を下回る期間を定款で定めることができる。

(注2) 監事に業務監査権限を与える組合は、第1項中の「各理事」を「各理事及び各監事」に、第2項中の「理事」を「理事及び監事」に、第3項中の「希望する理事」を「希望する理事及び監事」に書き換えること。

(理事会の決議)

第47条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
 - 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
 - 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
 - 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
-

(注1) 理事会の定足数について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(注2) 理事会の決議要件について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(理事会の議決事項)

第48条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総代会又は総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第49条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 招集年月日

(2) 開催日時及び場所

(3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

(4) 出席理事の氏名

(5) 出席監事の氏名

(6) 出席組合員の氏名

(7) 議長の氏名

(8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名

(9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)

(10) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要

(11) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要

(12) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要

(13) その他(理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨)
招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

監事の請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合

組合員の請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以

内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
の事項の提案をした理事の氏名

理事会の決議があったものとみなされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

理事会への報告を要しないものとされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(注) 第3項(10)、(13)、は、監事に理事の業務監査権限を与える組合に対する規定であり、(6)、(11)、(13)、は、監事の職務を会計に関するものに限定している組合に対する規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

(総会の議決事項)

第50条 総会は、次の事項に限り議決することができる。

(1) 解散又は合併

(2) 出資組合への移行

(3) 事業の全部の譲渡

(総会の招集)

第51条 総会は、前条に掲げる事項を議決する必要があるときに限り理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総代会の規定の準用)

第52条 総会については、第37条(総代会招集の手續)、第39条(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)、第41条(総代会の議長)、第42条(緊急議案)及び第44条(総代会の議事録)の規定を準用する。この場合において、第39条第1項中「他の組合員」とあるのは「その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員」と、第2項中「1人」とあるのは「4人まで」と読み替えるものとする。

(委員会)

第53条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

(別表)

地 域	定 数

(備考) 部会、支部、青年部又は女性部を置く組合にあっては、第5章見出しに該当する機関名(部会、支部、青年部又は女性部)を追加し、次の規定のうち該当するものを加えること。

(部会)

第47条 本組合は、業種ごとの組合員をもって構成する部会を置く。

2 部会について必要な事項は、規約で定める。

(支部)

第48条 本組合は、地域ごとの組合員をもつて構成する支部を置く。

2 支部について必要な事項は、規約で定める。

(青年部)

第49条 本組合に青年部を置く。

2 青年部について必要な事項は、規約で定める。

(女性部)

第50条 本組合に女性部を置く。

2 女性部について必要な事項は、規約で定める。

(備考) 賛助会員制をとる組合にあつては、「第6章 雑則」を「第7章 雑則」とし、第6章見出しを「第6章 賛助会員」として、次のように記載すること。

第6章 賛助会員

(賛助会員)

第47条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

商工組合連合会定款参考例（出資連合会）

商工組合連合会定款参考例（出資連合会）

全国中小企業団体中央会

制定 平成12年 4月11日 12全中発第 20号
改正 平成13年 3月28日 12全中発第1952号
改正 平成15年 2月 1日 14全中発第1139号
改正 平成18年 7月 5日 18全中発第 422号
改正 平成19年 3月23日 18全中発第1777号

商工組合連合会定款

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本会は、業の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行い、会員及びその組合員（以下「所属員」という。）の公正な経済活動の機会を確保することを目的とする。

（名 称）

第2条 本会は、工業組合連合会と称する。

（注）会員たる商工組合の資格事業が工業、鉱業（土石採取業を含む。）又は建設業以外の業種に属するときは、「工業組合連合会」とあるのは、「商業組合連合会」と書き替えること。

（地 区）

第3条 本会の地区は、の区域とする。

（事務所の所在地）

第4条 本会は、事務所を市（町村）に置く。

(注1) 主たる事務所は、連合会の地区内に置くこと。

(注2) 従たる事務所を置くときは、本条を次のように記載すること。

(事務所所在地)

第4条 本会は、主たる事務所を 市(町村)に、従たる事務所を 市(町村)に置く。

(公告方法)

第5条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示してする。

(注1) 公告方法については、組合の掲示場に掲示する方法に加え、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙、電子公告のいずれかの方法によることができる。なお、電子公告を公告方法とする場合には、法務大臣の登録を受けた調査機関の調査を受けなければならないが、その料金を負担する必要があるが、官報公告と併せて行うことにより、債権者保護手続が要求される場合に個別催告の省略が認められる。また、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法についても記載しておく必要がある。

電子公告を公告方法とする場合には、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第5条 本会の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

(注2) 掲載する新聞の発行地を特定する場合は、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第5条 本会の公告は、 県(都道府)において発行する 新聞に掲載してする。

(規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約等で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る)に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総

会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

(注1) 第3項中の会員に対する周知方法は、連合会によって適宜、選択すること。

(注2) 第3項を採用しない場合には削除すること。

第2章 事 業

(事業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員たる商工組合の事業についての指導及び連絡
- (2) 業に関する指導及び教育
- (3) 業に関する情報又は資料の収集及び提供
- (4) 業に関する調査研究

2 本会は、第1項に掲げる事業のほか、次の事業を行う。

- (1) 所属員の取り扱う 品 (原材料を含む。以下同じ。)の共同生産
- (2) 所属員の取り扱う 品の共同加工
- (3) 所属員の取り扱う 品の共同販売
- (4) 所属員の取り扱う 品の共同購買
- (5) 所属員の取り扱う 品の共同保管
- (6) 所属員の取り扱う 品の共同運送
- (7) 所属員の取り扱う 品の共同検査
- (8) 所属員の取り扱う 品の共同受注
- (9) 所属員の取り扱う 品の共同宣伝
- (10) 所属員の取り扱う 品の市場開拓
- (11) 所属員の事業に関する の研究開発
- (12) 所属員の新たな事業分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓
- (13) 会員のためにする共同労務管理
- (14) 会員に対する事業資金の貸付け (手形の割引を含む。) 及び会員のためにするその借入れ
- (15) 商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、銀行、信用金庫、信用協同組合に対する会員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任をうけてする会員に対するその債権の取立て

- (16) 会員の 事業に係る に関する債務の保証
 - (17) 中小企業倒産防止共済事業に関する受託業務
 - (18) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4章の規定による労働保険事務組合としての業務
 - (19) 前号の事業のほか、所属員の福利厚生に関する事業
 - (20) 所属員の寄託物についての倉荷証券の発行
 - (21) 所属員の取り扱う 品についての前払式証票（商品券）の発行
 - (22) 前各号の事業に附帯する事業
- 3 前項第16号に掲げる債務保証事業の内容及び実施に関する事項は、規約で定める。
- 4 第1項第19号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は 万円を超えてはならないものとする。
- 5 本会は、その事業に関し、所属員のためにする組合協約を締結することができる。
-

- (注1) 実施を予定していない事業は、記載しないこと。
- (注2) 第2項に掲げる共同経済事業は、第1項に掲げる事業とともにする場合にのみ行うことができ、共同経済事業だけを行うことはできない。
- (注3) 事業の記載に当たっては、実施する共同事業の内容に即して、明確な表現で具体的に列挙すること。
- (注4) 建設工事業等にあつては、第2項第8号を「所属員の行う建設工事等の共同受注」と記載すること。
- (注5) 第2項第11号の「 」には、技術、製品、デザイン等を具体的に記載すること。
- (注6) 第2項第15号の金融機関は、会員の取引の実情に応じて加減すること。
- (注7) 第2項第16号の「会員の 事業」には会員の資格事業を、また「 に関する債務」には本会が保証する債務の内容を、それぞれ具体的に記載すること。
- (注8) 第2項第22号の()内には、発行する前払式証票の具体的内容（商品券、プリペイド・カード等）を記載すること。
- (注9) 第4項の規定は、給付事由毎に給付金額が10万円を超えない範囲内で記載すること。
-

第3章 会 員

(会員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有する者は、本会の地区内における 製品の生産の事業を資格事業とする商工組合とする。

(注1) 「 製品の生産」とあるのは、資格事業が加工業のときは「 加工」と、資格事業が商業のときは「 商品の販売」と、資格事業がサービス業のときは「 役務の提供」と書き替えること。

(注2) 商店街商業組合連合会のあつては、本条を次のように記載すること。

(会員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有する者は、本会の地区内における商店街商業組合とする。

(注) 商店街商業組合連合会が、全国を地区として、商店街商業組合のほか商店街商業組合連合会にも会員の資格を与えるときは、商店街商業組合の次に「及び商店街商業組合連合会」を加えること。

(議決権及び選挙権)

第9条 会員は、おのおの1個の議決権及び役員選挙権を有する。

(注1) 総代を置くときは、「役員」とあるのは、「役員及び総代」と書き替えること。

(注2) 会員の組合員の数に応じて、2個以上の議決権又は選挙権を与えるときは、中小企業団体の組織に関する法律施行令(昭和33年政令第45号)第6条に規定する基準に従い、適宜記載すること。

(加入)

第10条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て、本会に加入することができる。

2 本会は、加入の申込みがあつたときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第11条 前条第2項の承諾を得た者(第21条ただし書の承諾を得た者を除く。)は、

遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。
ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(注1) 本条は、持分の計算について改算方式をとる連合会で脱退者の持分の払戻しについて各会員の出資額を限度とする連合会及び持分の計算について加算方式をとる連合会の規定である。持分の計算について改算方式をとる連合会で脱退者の持分の払戻しについて全額払戻し又は各会員の出資額以上を払い戻す連合会にあっては、本条の見出しを「(加入者の出資払込み及び加入金)」と改め、第2項、第3項を追加すること。

(加入者の出資払込み及び加入金)

第11条 前条第2項の承諾を得た(第20条ただし書の承諾を得た者を除く。)者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

2 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3 加入金の額は、総会において定める。

(注2) 分割払込制をとる連合会にあっては、第1項本文中「出資の全額の払込み」とあるのは、「出資口数に応じ、他の会員の払込済出資額と同額の払込み」と書き替えること。

(自由脱退)

第12条 会員は、あらかじめ本会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(注) この条の日数は、90日以上1年以内の範囲内で適宜記載すること。

(除名)

第13条 本会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない会員

- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員
- (3) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとする行為をした会員
- (4) 本会の事業の利用について不正の行為をした会員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした会員

(脱退者の持分の払戻し)

第14条 会員が脱退したときは、会員の本会に対する出資額（本会の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各会員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注 1) 本条は、持分の計算について改算方式をとる連合会で脱退者の持分の払戻しについて各会員の出資額を限度とする連合会の規定である。

なお、分割払込制をとる連合会にあっては、本条を次のように記載すること。

(脱退者の持分の払戻し)

第14条 会員が脱退したときは、会員の本会に対する払込済出資額（本会の財産が払込済出資総額より減少したときは、当該払込済出資額から当該減少額を各会員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注 2) 持分の計算について全額払戻しを行う連合会にあっては、本条を次のように記載すること。

(脱退者の持分の払戻し)

第14条 会員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注) 分割払込制をとる連合会にあっては、第 2 項として次の規定を加えること。

2 本会の財産をもって、本会の債務を完済するに足りないときは、脱退した会員は、その出資口数に応じ、未払込出資額を限度として、損失額の払込みをしなければならない。

(注 3) 各会員の出資額を限度とする方法以外の方法により持分の一部の払戻しを行う連合会にあっては、払戻額の内容に応じて適宜記載すること。

ただし、これらの連合会にあっては、各会員の出資額（連合会の財産が出

資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各会員の出資額に応じて減額した額)を払戻額の下限とすること。

(使用料又は手数料)

第15条 本会は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本会は、その行う事業の費用(使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。)に充てるため、会員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他経費の賦課について必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 会員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりににおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本会は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第14条(脱退者の持分の払戻し)の規定を準用する。

(会員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第18条 本会は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 名称及びその代表者名並びに住所
- (2) 加入の年月日
- (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本会は、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 会員及び本会の債権者は、本会に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、会員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本会に届け出なければならない。

- (1) 名称、代表者又は事務所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
- (3) 定款又は規約を変更し、若しくは廃止したとき

(注) 会員名簿を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを。以下同じ。)をもって作成するときは、本条を次のように記載すること。

(会員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第18条 本会は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 名称及びその代表者名並びに住所
 - (2) 加入の年月日
 - (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日
- 2 本会は、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 3 会員及び本会の債権者は、本会に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、会員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。
- 4 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本会に届け出なければならない。
- (1) 名称、代表者又は事務所を変更したとき
 - (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
 - (3) 定款又は規約を変更し、若しくは廃止したとき

(過怠金)

第19条 本会は、次の各号の一に該当する会員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった会員

(2) 前条第 4 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした会員

(注) 第43条において、総会の招集について「会日の10日前」を下回る期間を定める場合は、第 1 項中の期間をその期間とすること。

(会計帳簿等の閲覧等)

第20条 会員は、総員の100分の3以上の同意を得て、本会に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料(電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。)の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

(注) 総会員の同意の割合については、100分の3を下回る割合を定めることができるので、100分の3を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

第 4 章 出資及び持分

(出資の引受)

第21条 会員は、出資1口以上を有しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある者であって本会の承諾を得たものは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による承諾は、理事会の議決により決する。

(出資1口の金額)

第22条 出資1口の金額は、 円とする。

(出資の払込み)

第23条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(注) 分割払込制をとる連合会にあっては、本条を次のように記載すること。この場合において、出資第1回の払込金額は、1口につき、その金額の4分の1を下らないようにすること。

(出資の払込み)

第23条 出資第1回の払込金額は、1口につき 円とする。

2 出資の払込みは、払込みの金額、期日及び方法を記載した書面を各会員

に発してするものとする。

- 3 本会は、会員が出資の払込みを終わるまでは、その会員の払込済出資額に応じて配当すべき剰余金をその払込みに充てることができる。
-

(延滞金)

第24条 本会は、所属員が使用料、手数料、経費、過怠金、払い込むべき出資金その他本会に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利 %の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第25条 会員の持分は、本会の正味財産について、その出資口数に応じて算定する。

- 2 持分の算定に当たっては、円未満の端数は切り捨てるものとする。
-

(注1) これは、持分の計算について改算方式をとる場合の規定であるが、加算方式を採用する場合は、次のように記載すること。

(持分)

第25条 会員の持分は、次の基準により算定する。

- (1) 出資金については、各会員の出資額により算定する。
 - (2) 資本準備金については、各会員の出資額により事業年度末ごとに算定加算する。
 - (3) 法定利益準備金、特別積立金及びその他の積立金については、各会員が本会の事業を利用した分量に応じて、事業年度末ごとに算定加算する。
 - (4) 繰越利益又は繰越損失については、各会員の出資額により算定する。
 - (5) 土地等の評価損益については、各会員の出資額により事業年度末ごとに算定し加算又は減算する。
- 2 準備金又は積立金により損失のてん補をしたときは、その損失をてん補した科目の金額において有する各会員の持分の割合に応じてそのてん補分を算定し、その持分を減算する。第60条第2項ただし書の規定又は総会の議決により、特別積立金又はその他の積立金を損失のてん補以外の支出に充てた場合も同様である。
 - 3 本会の財産が、出資額より減少したときの持分は、各会員の出資額により算定する。

- 4 持分の算定に当たっては、円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (注2) 分割払込制をとる連合会にあっては、「出資金」又は「出資額」とあるのは「払込済出資金」又は「払込済出資額」と書き替えること。
- (注3) 土地等の評価は、時価評価とし、その評価方法については、あらかじめ規約等で定めておくこと。
-

(持分の払戻しの特例)

第26条 出資をしている会員が第21条第1項ただし書の規定により本会の承諾を得たときは、その持分の払戻しについては、第12条及び第14条の規定を準用する。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第27条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 人以上 人以内
 - (2) 監事 人以上 人以内
-

(注1) 理事の数は3人以上、監事の数は1人以上であるが、単に「人以上」又は「人以内」と記載しないこと。

(注2) 数の上限と下限の幅は、できるだけ少なくすること。

(注3) 数の上限と下限の差が1名のときは、「人又は人」と記載すること。

(役員の任期)

第28条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 年又は任期中の第 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 回目の通常総会が 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。
 - (2) 監事 年又は任期中の第 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 回目の通常総会が 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。
- 2 補欠(数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された

役員任期は、第1項に規定する任期とする。

- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(注1) 役員任期は、理事については2年、監事については4年を超えることができないので、それぞれの範囲で適宜定めること。

(注2) 監事の職務(第33条)について、会計監査に関するものに限定する旨の規定から、業務監査権限を与える旨の規定に変更した場合、監事の任期は定款変更の効力が生じたときに満了するので、注意すること。

(員外理事)

第29条 理事のうち、会員の役員でない者は、 人を超えることができない。

(注1) 員外理事の員数は第27条第1項第1号に定める理事の定数の下限の3分の1以内において、適宜確定数を記載すること。

(員外監事)

第30条 監事のうち1人以上は、会員の役員及び会員の組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者で、就任前5年間に本会の理事若しくは使用人又は本会の子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかったものでなければならない。

(注1) 本条は、会員の組合員の総数が事業年度開始の時点で1,000人を超える連合会では、監事のうち、1人以上は員外監事を選任することが義務づけられており、この場合の員外監事の内容が法で限定されていることを前提とした規定である。したがって、会員の組合員の総数が1,000人を超える可能性が低い場合は規定する必要はない。

(注2) 員外役員を認めない連合会にあっては、前条及び本条を削除し、次条を記載すること。ただし、上記(注1)に留意すること。

(役員要件)

第29条 本会の役員は、会員の役員でなければならない。

(理事長、副理事長及び専務理事の選出)

第31条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選出する。

(注1) 副理事長制や専務理事制をとらない組合にあっては、適宜、該当箇所を削除すること。

(注2) 副理事長を2人以上置く連合会にあっては、第1項中「1人を副理事長」とあるのは「 人を副理事長」と改めて書き替えること。

(代表理事の職務等)

第32条 理事長を代表理事とする。

- 2 理事長は、本会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本会を代表し、本会の業務を執行する。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
- 4 本会は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本会は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第33条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
-

(注1) 本条は、監事の職務を会計に関するものに限定している連合会についての規定である。

(注2) 監事に理事の業務監査権限を与える連合会にあっては、次のように記載すること。

(監事の職務)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、いつでも、理事及び参事、会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第34条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第35条 役員は、総会において選挙する。

2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。

5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(備考1) 役員選挙について指名推選の方法をとらない連合会であって、候補者制をとるものは、本条を次のように記載すること。

ただし、員外役員を認めない場合にあっては、第1項第2号の規定を削除する。また、指名推選の方法をとらない連合会であって、候補者制をとらないものは、第1項を「役員は、総会において選挙する」と書き替えるとともに、第4項の規定を記載しないこと。

(役員選挙)

第35条 役員は、次に掲げる者のうちから、総会において選挙する。

(1) 会員の役員であって、立候補し、又は理事会若しくは 人以上

の会員から推薦を受けた者

(2) 会員の役員でない者であって、理事会若しくは 人以上の会員から推薦を受けた者

(注) 推薦制をとる場合にも立候補制を併用すること。

2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第1項の規定による立候補者又は推薦を受けた者の数が選挙すべき役員の数を超えないときは、投票を行わず、その者を当選人とする。

(備考2) 投票を単記式によって行う連合会にあっては、第2項中「連記式無記名投票」とあるのは「単記式無記名投票」と書き替えること。

(備考3) 役員選出につき選任の方法をとる連合会にあっては、本条を次のように記載すること。

(役員選任)

第35条 役員選任は、総会の議決による。

2 前項の議決は、推薦会議において推薦された者(以下「候補者」という。)について行う。

3 推薦会議は、別表に掲げる地域毎に同表に掲げる人数の推薦委員をもって構成する。

4 推薦委員は、前項の地域に属する会員を代表するものとして当該地域に属する会員の過半数の承認を得て選出する。

5 推薦会議が役員候補者を決定する場合は、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。

6 第1項の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。

7 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあっては、第1項の議決は、候補者を区分して行ってはならない。

8 役員選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。

(注1) 推薦会議の構成員は、「地域」によるほか「業種」「規模」等会員を適切に代表しうる妥当な基準に基づき定款で定める区分毎に

選出してよい。

(注2) 推薦会議の構成員を選挙により選出する連合会にあっては、「当該地域に属する会員の過半数の承認を得て選出する」を「当該地域に属する会員による選挙により選出する」と書き替えるものとする。

(理事及び監事の報酬)

第36条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(注1) 理事と監事の報酬は総会において一括して定めず、理事と監事を区分して定めること。

(注2) 理事、監事の報酬を定款に定めることもできる。

(理事及び監事の報酬)

第36条 理事及び監事の報酬は、理事については総額 円以内、監事については総額 円以内とする。

(役員の実任免除)

第37条 本会は、理事会の決議により、法第47条第2項において準用する会社法第426条第1項の規定により、法及び主務省令に定める限度において役員の実任を免除することができる。

(注) 本規定は、監事に理事の業務監査権限を与えない連合会は規定することができないので削除すること。

(員外理事及び員外監事との責任限定契約)

第38条 本会は、員外理事及び員外監事と法第47条第2項において準用する会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は 円以内とする。

(顧問)

第39条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第40条 本会に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。

3 会員は、総会員の10分の1以上の同意を得て本会に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(注) 総会員の同意の割合については、10分の1を下回る割合を定めることができるので、10分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(職 員)

第41条 本会に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第42条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後 月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(注) 通常総会の開催時期に関する組合法上の規定は存在しないため、毎事業年度終了後3か月以内に招集する旨の規定を置くことも可能である。その場合は、税法など他法令に留意する必要がある。これまで多くの組合では「毎事業年度終了後2月以内に通常総会を開催する旨」を規定しているが、これは法人税法上の確定申告の期限との整合性から規定しているものと考えられる。したがって、法人税法第75条の2(確定申告書の提出期限の延長の特例)及び法人税基本通達17-1-4(申告書の提出期限の延長の特例の適用がある法人)に該当する場合であって、確定申告の提出期限の延長が可能な場合には、別途対応が必要となる。

(総会招集の手続)

第43条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項

及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、会員名簿に記載したその会員の住所（その会員が別に通知を受ける場所を本会に通知したときはその場所）に宛てて行う。
- 3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 本会は、希望する会員に対しては、第1項の規定による書面をもってする総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
- 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。
- 6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。)
- 7 第1項の規定にかかわらず、本会は、会員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

(注) 総会の招集については、会日の10日前を下回る期間を定款で定めることができるので、10日前を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

(臨時総会の招集請求)

- 第44条 総会員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする会員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。
- 2 会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(注) 臨時総会の招集請求については、総会員の5分の1を下回る割合を定款で定めることができるので、5分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第45条 会員は、第43条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の会員又はその会員の役員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる会員の数は、 人以内とする。

3 会員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(注1) 役員を選出について、選任の方法をとる連合会にあっては、本条第1項中の「又は選挙権」を削除すること。

(注2) 本条第2項の人数は、連合会の実情に応じ、4人までの範囲内において適宜定めること。

(総会の議事)

第46条 総会の議事は、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号。以下「法」という。)に特別の定めがある場合を除き、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議長)

第47条 総会の議長は、総会ごとに、出席した会員の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第48条 総会においては、出席した会員(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り、第43条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第49条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 借入金残高の最高限度

- (2) 1 会員に対する貸付け (手形の割引を含む。) 又は 1 会員のためにする債務保証の残高の最高限度
 - (3) 会員の事業に関する債務保証の残高の最高限度
 - (4) 1 会員のためにする会員の事業に関する債務保証の残高の最高限度
 - (5) その他理事会において必要と認める事項
-

(注) 第 7 条第 2 項第 14 号の事業 (金融事業) 又は同項第 15 号若しくは第 16 号の事業 (債務保証事業) を実施しない連合会にあっては、本条第 2 号から第 4 号のうち、それぞれ当該事業に関する部分を削除すること。

(総会の議事録)

第 50 条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 会員数及び出席者数並びにその出席方法
 - (5) 出席理事の氏名
 - (6) 出席監事の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (9) 議事の経過の要領及びその結果 (議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)
 - (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
 - (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要
-

(注) 第 2 項 (10) 中の「総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果」は、監事に業務監査権限を与える連合会における規定であり、(11) は、監事の職務を会計に関するものに限定する連合会における規定であるので、連合会によって、適宜、選択すること。

(理事会の招集権者)

第51条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(注) 理事会の招集権者については、各理事が招集することとする旨を定めることも可能である。

(理事会の招集手続)

第52条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 3 本会は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

(注1) 理事会の招集手続については、1週間を下回る期間を定款で定めることができる。

(注2) 監事に業務監査権限を与える連合会は、第1項中の「各理事」を「各理事及び各監事」に、第2項中の「理事」を「理事及び監事」に、第3項中の「希望する理事」を「希望する理事及び監事」に書き換えること。

(理事会の決議)

第53条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（注1）理事会の定足数について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

（注2）理事会の決議要件について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

（理事会の議決事項）

第54条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- （1）総会に提出する議案
- （2）その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

（理事会の議長及び議事録）

第55条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。
- 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
 - （1）招集年月日
 - （2）開催日時及び場所
 - （3）理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - （4）出席理事の氏名
 - （5）出席監事の氏名
 - （6）出席会員の氏名
 - （7）議長の氏名
 - （8）決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
 - （9）議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
 - （10）監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると

認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要

(11) 理事会の招集を請求し出席した会員の意見の内容の概要

(12) 本会と取引をした理事の報告の内容の概要

(13) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）

招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

監事の請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合

会員の請求を受けて招集されたものである場合

の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした会員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

の事項の提案をした理事の氏名

理事会の決議があったものとみなされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

理事会への報告を要しないものとされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(注) 第3項(10)(13)、は、監事に理事の業務監査権限を与える連合会に対する規定であり、(6)(11)(13)、は、監事の職務を会計に関するものに限定している連合会に対する規定であるので、連合会によって、適宜、選択すること。

(委員会)

第56条 本会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 会 計

(事業年度)

第57条 本会の事業年度は、毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

第58条 本会は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金(ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第60条において同じ。)の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(注) 共済事業を実施する連合会は、本条中の「出資総額の2分の1に相当する金額」を「出資総額に相当する金額」に、「10分の1以上」を「5分の1以上」に書き換えること。)

(資本準備金)

第59条 本会は、減資差益(第14条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(注1) これは、持分の計算について改算方式をとる連合会で脱退者の持分の払戻

しについて各会員の出資額を限度とする連合会及び持分の計算について加算方式をとる連合会の規定である。

それ以外の持分払戻し方法をとる連合会については、本条を次のように記載すること。

(資本準備金)

第59条 本会は、加入金、増口金及び減資差益(第14条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(注2) 分割払込制をとる連合会にあっては、本条中「第14条」とあるのは「第14条第1項」と書き替えること。

(特別積立金)

第60条 本会は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(配当又は繰越し)

第61条 毎事業年度の利益剰余金(毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額)に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第58条の規定による法定利益準備金及び前条の規定による特別積立金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを会員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第62条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における会員の出資額、若しくは会員がその事業年度において連合会の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における会員の出資額及び会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における会員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第25条第2項(持分)の規定を準用する。

(注) 分割払込制をとる連合会にあっては、第1項、第2項中「出資額」とあるのは「払込済出資額」と書き替え、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 払込済出資額に応じてする配当金は、会員が出資の払込みを終わるまでは、その払込みに充てるものとする。

(損失金の処理)

第63条 損失金のおん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第64条 本会は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

附 則

1 設立当時の役員の任期は、第28条の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。

2 最初の事業年度は、第57条の規定にかかわらず、本会の成立の日から 年 月 日までとする。

(別 表)

地 域	定 数

(備考) 支部、青年部又は女性部を置く連合会にあっては、第6章見出しに該当する機関名(支部、青年部又は女性部)を追加し、次の規定のうち該当するものを加えること。

(支 部)

第57条 本会は、地域ごとの会員をもつて構成する支部を置く。

2 支部について必要な事項は、規約で定める。

(青年部)

第58条 本会に青年部を置く。

2 青年部について必要な事項は、規約で定める。

(女性部)

第59条 本会に女性部を置く。

2 女性部について必要な事項は、規約で定める。

(備考) 賛助会員制をとる連合会にあっては、「第7章 会計」を「第8章 会計」とし、第7章見出しを「第7章 賛助会員」として、次のように記載すること。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第57条 本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本会において、法に定める会員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

商工組合連合会定款参考例（非出資連合会）

商工組合連合会定款参考例（非出資連合会）

全国中小企業団体中央会

制定 平成12年 4月11日 12全中発第 20号

改正 平成13年 3月28日 12全中発第1952号

改正 平成15年 2月 1日 14全中発第1139号

改正 平成18年 7月 5日 18全中発第 422号

改正 平成19年 3月23日 18全中発第1777号

商工組合連合会定款

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本会は、業の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行うことを目的とする。

（名 称）

第2条 本会は、工業組合連合会と称する。

（注）会員たる商工組合の資格事業が工業、鉱業（土石採取業を含む。）又は建設業以外の業種に属するときは、「工業組合連合会」とあるのは、「商業組合連合会」と書き替えること。

（地 区）

第3条 本会の地区は、の区域とする。

（事務所の所在地）

第4条 本会は、事務所を市（町村）に置く。

（注1）主たる事務所は、連合会の地区内に置くこと。

(注2) 従たる事務所を置くときは、本条を次のように記載すること。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、主たる事務所を 市(町村)に、従たる事務所を 市(町村)に置く。

(公告方法)

第5条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示してする。

(注1) 公告方法については、組合の掲示場に掲示する方法に加え、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙、電子公告のいずれかの方法によることができる。なお、電子公告を公告方法とする場合には、法務大臣の登録を受けた調査機関の調査を受けなければならないが、その料金を負担する必要があるが、官報公告と併せて行うことにより、債権者保護手続が要求される場合に個別催告の省略が認められる。また、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法についても記載しておく必要がある。

電子公告を公告方法とする場合には、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第5条 本会の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

(注2) 掲載する新聞の発行地を特定する場合は、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第5条 本会の公告は、 県(都道府)において発行する 新聞に掲載してする。

(規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る)に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法によ

り通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

(注1) 第3項中の会員に対する周知方法は、連合会によって適宜、選択すること。

(注2) 第3項を採用しない場合には削除すること。

第2章 事 業

(事業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員たる商工組合の事業についての指導及び連絡
 - (2) 業に関する指導及び教育
 - (3) 業に関する情報又は資料の収集及び提供
 - (4) 業に関する調査研究
-

(注) 実施を予定していない事業は、記載しないこと。

第3章 会 員

(会員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有する者は、本会の地区内における 製品の生産の事業を資格事業とする商工組合とする。

(注1) 「製品の生産」とあるのは、資格事業が加工業のときは「加工」と、資格事業が商業のときは「商品の販売」と、資格事業がサービス業のときは「役務の提供」と書き替えること。

(注2) 商店街商業組合連合会のあつては、本条を次のように記載すること。

(会員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有する者は、本会の地区内における商店街商業組合とする。

(注) 商店街商業組合連合会が、全国を地区として、商店街商業組合のほか商店街商業組合連合会にも会員の資格を与えるときは、商店街商業組合の次に「及び商店街商業組合連合会」を加えること。

(議決権及び選挙権)

第9条 会員は、おのこの1個の議決権及び役員選挙権を有する。

(注1) 総代を置くときは、「役員」とあるのは、「役員及び総代」と書き替えること。

(注2) 会員の組合員の数に応じて、2個以上の議決権又は選挙権を与えるときは、中小企業団体の組織に関する法律施行令(昭和33年政令第45号)第6条に規定する基準に従い、適宜記載すること。

(加 入)

第10条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て、本会に加入することができる。

2 本会は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(自由脱退)

第11条 会員は、あらかじめ本会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の30日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(注1) 年度途中の脱退を認める場合には、第1項中の「事業年度の終わりにおいて」を削除すること。

(注2) 本条の日数は、30日以上90日以内の範囲内で適宜記載すること。

(除 名)

第12条 本会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員

(2) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとする行為をした会員

(3) 犯罪その他信用を失う行為をした会員

(使用料又は手数料)

第13条 本会は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める。

(経費の賦課)

第14条 本会は、その行う事業の費用 (使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。) に充てるため、会員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(会員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第15条 本会は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 名称及びその代表者名並びに住所

(2) 加入の年月日

2 本会は、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 会員及び本会の債権者は、本会に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、会員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本会に届け出なければならない。

(1) 名称、代表者又は事務所を変更したとき

(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

(3) 定款又は規約を変更し、若しくは廃止したとき

(注) 会員名簿を電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを、以下同じ。) をもって作成するときは、本条を次のように記載すること。

(会員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第15条 本会は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 名称及びその代表者名並びに住所
 - (2) 加入の年月日
 - 2 本会は、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - 3 会員及び本会の債権者は、本会に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、会員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。
 - 4 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本会に届け出なければならない。
 - (1) 名称、代表者又は事務所を変更したとき
 - (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
 - (3) 定款又は規約を変更し、若しくは廃止したとき
-

(過怠金)

第16条 本会は、次の各号の一に該当する会員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第12条第1号又は第2号に掲げる行為のあった会員
 - (2) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした会員
-

(注) 第34条において、総会の招集について「会日の10日前」を下回る期間を定める場合は、第1項中の期間をその期間とすること。

(会計帳簿等の閲覧等)

第17条 会員は、総会員の100分の3以上の同意を得て、本会に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料(電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。)の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

(注) 総組合員の同意の割合については、100分の3を下回る割合を定めることができるので、100分の3を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

第4章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第18条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 人以上 人以内
- (2) 監事 人以上 人以内

(注 1) 理事の数は3人以上、監事の数は1人以上であるが、単に「 人以上」又は「 人以内」と記載しないこと。

(注 2) 数の上限と下限の幅は、できるだけ少なくすること。

(注 3) 数の上限と下限の差が1名のときは、「 人又は 人」と記載すること。

(役員の任期)

第19条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 年又は任期中の第 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 回目の通常総会が 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。
 - (2) 監事 年又は任期中の第 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 回目の通常総会が 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。
- 2 補欠(数の増加に伴う場合の補充を含む。) のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
 - 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
 - 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(注 1) 役員の任期は、理事については2年、監事については4年を超えることができないので、それぞれの範囲で適宜定めること。

(注 2) 監事の職務(第24条) について、会計監査に関するものに限定する旨の規定から、業務監査権限を与える旨の規定に変更した場合、監事の任期は定款変更の効力が生じたときに満了するので、注意すること。

(員外理事)

第20条 理事のうち、会員の役員でない者は、 人を超えることができない。

(注) 員外理事の員数は第18条第1項第1号に定める理事の定数の下限の3分の1以内において、適宜確定数を記載すること。

(員外監事)

第21条 監事のうち1人以上は、会員の役員及び会員の組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者で、就任前5年間に本会の理事若しくは使用人又は本会の子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員) 執行役若しくは使用人でなかったものでなければならない。

(注1) 本条は、会員の組合員の総数が事業年度開始の時点で1,000人を超える連合会では、監事のうち、1人以上は員外監事を選任することが義務づけられており、この場合の員外監事の内容が法で限定されていることを前提とした規定である。したがって、会員の組合員の総数が1,000人を超える可能性が低い場合は規定する必要はない。

(注2) 員外役員を認めない組合にあっては、前条及び本条を削除し、次条を記載すること。ただし、上記(注1)に留意すること。

(役員要件)

第20条 本会の役員は、会員の役員でなければならない。

(理事長、副理事長及び専務理事の選出)

第22条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選出する。

(注1) 副理事長制や専務理事制をとらない連合会にあっては、適宜、該当箇所を削除すること。

(注2) 副理事長を2人以上置く連合会にあっては、第1項中「1人を副理事長」とあるのは「 人を副理事長」と改めて書き替えること。

(代表理事の職務等)

第23条 理事長を代表理事とする。

- 2 理事長は、本会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本会を代表し、本会の業務を執行する。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
- 4 本会は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本会は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第24条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(注1)本条は、監事の職務を会計に関するものに限定している連合会についての規定である。

(注2)監事に理事の業務監査権限を与える連合会にあっては、次のように記載すること。

(監事の職務)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び参事、会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第25条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の選挙)

第26条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があつた者をもって当選人とする。

(備考1) 役員の選挙について指名推選の方法をとらない連合会であつて、候補者制をとるものは、本条を次のように記載すること。

ただし、員外役員を認めない場合にあつては、第1項第2号の規定を削除する。また、指名推選の方法をとらない連合会であつて、候補者制をとらないものは、第1項を「役員は、総会において選挙する」と書き替えるとともに、第4項の規定を記載しないこと。

(役員の選挙)

第26条 役員は、次に掲げる者のうちから、総会において選挙する。

- (1) 会員の役員であつて、立候補し、又は理事会若しくは 人以上の会員から推薦を受けた者
- (2) 会員の役員でない者であつて、理事会若しくは 人以上の会員から推薦を受けた者

(注) 推薦制をとる場合にも立候補制を併用すること。

- 2 役員の選挙は連記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第1項の規定による立候補者又は推薦を受けた者の数が選挙すべき役

員の数を超えないときは、投票を行わず、その者を当選人とする。

(備考2) 投票を単記式によって行う連合会にあっては、第2項中「連記式無記名投票」とあるのは「単記式無記名投票」と書き替えること。

(備考3) 役員を選出につき選任の方法をとる連合会にあっては、本条を次のように記載すること。

(役員を選任)

第26条 役員を選任は、総会の議決による。

2 前項の議決は、推薦会議において推薦された者(以下「候補者」という。)について行う。

3 推薦会議は、別表に掲げる地域毎に同表に掲げる人数の推薦委員をもって構成する。

4 推薦委員は、前項の地域に属する会員を代表するものとして当該地域に属する会員の過半数の承認を得て選出する。

5 推薦会議が役員候補者を決定する場合は、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。

6 第1項の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。

7 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあっては、第1項の議決は、候補者を区分して行ってはならない。

8 役員を選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。

(注1) 推薦会議の構成員は、「地域」によるほか「業種」「規模」等会員を適切に代表しうる妥当な基準に基づき定款で定める区分毎に選出してよい。

(注2) 推薦会議の構成員を選挙により選出する連合会にあっては、「当該地域に属する会員の過半数の承認を得て選出する」を「当該地域に属する会員による選挙により選出する」と書き替えるものとする。

(理事及び監事の報酬)

第27条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(注1) 理事と監事の報酬は総会において一括して定めず、理事と監事を区分して

定めること。

(注2) 理事、監事の報酬を定款に定めることもできる。

(理事及び監事の報酬)

第27条 理事及び監事の報酬は、理事については総額 円以内、監事については総額 円以内とする。

(役員の実任免除)

第28条 本会は、理事会の決議により、法第47条第2項において準用する会社法第426条第1項の規定により、法及び主務省令に定める限度において役員の実任を免除することができる。

(注) 本規定は、監事に理事の業務監査権限を与えない連合会は規定することができないので削除すること。

(員外理事及び員外監事との責任限定契約)

第29条 本会は、員外理事及び員外監事と法第47条第2項において準用する会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は 円以内とする。

(顧問)

第30条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第31条 本会に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。

3 会員は、総会員の10分の1以上の同意を得て本会に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(注) 総会員の同意の割合については、10分の1を下回る割合を定めることができるので、10分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(職員)

第32条 本会に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第5章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第33条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後 月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(注) 通常総会の開催時期に関する組合法上の規定は存在しないため、毎事業年度終了後3か月以内に招集する旨の規定を置くことも可能である。その場合は、税法など他法令に留意する必要がある。これまで多くの組合では「毎事業年度終了後2月以内に通常総会を開催する旨」を規定しているが、これは法人税法上の確定申告の期限との整合性から規定しているものと考えられる。したがって、法人税法第75条の2(確定申告書の提出期限の延長の特例)及び法人税基本通達17-1-4(申告書の提出期限の延長の特例の適用がある法人)に該当する場合であって、確定申告の提出期限の延長が可能な場合には、別途対応が必要となる。

(総会招集の手続)

第34条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、会員名簿に記載したその会員の住所(その会員が別に通知を受ける場所を本会に通知したときはその場所)に宛てて行う。
- 3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 本会は、希望する会員に対しては、第1項の規定による書面をもってする総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

- 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。
 - 6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。
 - 7 第1項の規定にかかわらず、本会は、会員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。
-

（注）総会の招集については、会日の10日前を下回る期間を定款で定めることができるので、10日前を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

（臨時総会の招集請求）

- 第35条 総会員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする会員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。
- 2 会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。
-

（注）臨時総会の招集請求については、総会員の5分の1を下回る割合を定款で定めることができるので、5分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）

- 第36条 会員は、第34条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の会員又はその会員の役員でなければ代理人となることができない。
- 2 代理人が代理することができる会員の数は、 人以内とする。
 - 3 会員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
 - 4 代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。
-

(注1) 役員を選出について、選任の方法をとる連合会にあっては、本条第1項中の「又は選挙権」を削除すること。

(注2) 本条第2項の人数は、連合会の実情に応じ、4人までの範囲内において適宜定めること。

(総会の議事)

第37条 総会の議事は、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号。以下「法」という。)に特別の定めがある場合を除き、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議長)

第38条 総会の議長は、総会ごとに、出席した会員の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第39条 総会においては、出席した会員(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り、第34条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第40条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第41条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 会員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名

- (7) 議長の氏名
 - (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
 - (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
 - (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要
-

(注) 第 2 項 (10) 中の「総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果」は、監事に業務監査権限を与える連合会における規定であり、(11) は、監事の職務を会計に関するものに限定する連合会における規定であるので、連合会によって、適宜、選択すること。

(理事会の招集権者)

第42条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
 - 3 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
-

(注) 理事会の招集権者については、各理事が招集することとする旨を定めることも可能である。

(理事会の招集手続)

第43条 理事長は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 3 本会は、希望する理事に対しては、第 1 項の規定による理事会招集通知を電磁

的方法により行うことができる。

(注1) 理事会の招集手続については、1週間を下回る期間を定款で定めることができる。

(注2) 監事に業務監査権限を与える連合会は、第1項中の「各理事」を「各理事及び各監事」に、第2項中の「理事」を「理事及び監事」に、第3項中の「希望する理事」を「希望する理事及び監事」に書き換えること。

(理事会の決議)

第44条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(注1) 理事会の定足数について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(注2) 理事会の決議要件について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(理事会の議決事項)

第45条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第46条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。
- 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 出席理事の氏名
 - (5) 出席監事の氏名
 - (6) 出席会員の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
 - (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
 - (10) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要
 - (11) 理事会の招集を請求し出席した会員の意見の内容の概要
 - (12) 本会と取引をした理事の報告の内容の概要
 - (13) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合
の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
監事の請求を受けて招集されたものである場合
の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合
会員の請求を受けて招集されたものである場合
の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした会員が招集したものである場合
- 4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とす

るものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

の事項の提案をした理事の氏名

理事会の決議があったものとみなされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

理事会への報告を要しないものとされた日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(注) 第3項(10) (13) 、 は、監事に理事の業務監査権限を与える連合会に対する規定であり、(6) (11) (13) 、 は、監事の職務を会計に関するものに限定している連合会に対する規定であるので、連合会によって、適宜、選択すること。

(委員会)

第47条 本会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第6章 雑 則

(事業年度)

第48条 本会の事業年度は、毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わるものとする。

(延滞金)

第49条 本会は会員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本会に対する債務を履

行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利 　　%の割合で延滞金を徴収することができる。

(職員退職給与の引当)

第50条 本会は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

附 則

- 1 設立当時の役員の任期は、第19条の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。
- 2 最初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、本会の成立の日から 年 月 日までとする。

(別 表)

地 域	定 数

(備考) 支部、青年部又は女性部を置く連合会にあっては、第5章見出しに該当する機関名(支部、青年部又は女性部)を追加し、次の規定のうち該当するものを加えること。

(支 部)

第48条 本会は、地域ごとの会員をもって構成する支部を置く。

- 2 支部について必要な事項は、規約で定める。

(青年部)

第49条 本会に青年部を置く。

- 2 青年部について必要な事項は、規約で定める。

(女性部)

第50条 本会に女性部を置く。

2 女性部について必要な事項は、規約で定める。

(備考) 賛助会員制をとる連合会にあつては、「第6章 雑則」を「第7章 雑則」とし、第6章見出しを「第6章 賛助会員」として、次のように記載すること。

第6章 賛助会員

(賛助会員)

第48条 本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本会において、法に定める会員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。